

官報

平成二十一年三月四日

○第百七十一回 衆議院會議録 第十二号

平成二十一年三月四日(水曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるの動議(山岡賢次君外十九名提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外三十六名提出)

平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、本院議決案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

平成二十一年三月四日 衆議院會議録第十二号

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員柿澤弘治君は、去る一月二十七日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

柿澤弘治君に対する弔詞は、議長において去る一日既に贈呈いたしております。これを朗讀いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに外務委員長長の要職につき、また国務大臣の重任にあたられた從三位旭日大綬章、柿澤弘治君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

○議長(河野洋平君) 本日、參議院から、本院送付の平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律

案は否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。

憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条

第一項の規定により平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるの動議(山岡賢次君外十九名提出)

○議長(河野洋平君) 山岡賢次君外十九名から、

憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるの動議が提出されております。本動議を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。高山智司君。

(高山智司君登壇)

○高山智司君 民主党の高山智司です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるの動議について、その趣旨を御説明いたします。(拍手)

現在、国民の七割以上が支持をしない定額給付金、本当に三分の二の多数を使つて再議決をし、強行しなければなりません。景気対策はやつてくれ、しかし定額給付金のばらまきは中止しても

らいたい、これが現在の民意ではありませんか。私は、定額給付金を受け取りません。単なるばらまきよりも、雇用対策や医療、介護、教育への投資、税金は一円の無駄もなく、もっと有効に使われるべきだからです。

事務処理経費だけで八百二十五億円、こんな税金の無駄遣いの片棒を担ぐのは、政治家としての矜持の問題です。本日、再議決に賛成をする自民党、公明党の国会議員の方々は、定額給付金、受け取るんですね。

そもそも、本当に、何でもかんでも三分の二の再議決で強行することが国民の支持を得ているのでしょうか。

ことし任期満了を迎える衆議院の議席は、二〇〇五年の郵政選挙によるものです。当時の小泉純一郎総理は、今回の解散は郵政選挙ですと明言し、総選挙の争点を国民に示しました。その結果、自民党、公明党の連立与党が三分の二の多数を得たではありませんか。

しかしながら、麻生総理は、二月五日の予算委員会でも、自分は郵政民営化に賛成じゃなかったと述べ、三分の二の多数を得る根拠となった二〇〇五年の選挙結果を、民意を否定したのです。

発言も、二転三転したあげく、当時その内容を知っていた国民はほとんどいなくなつたと、余りにも国民をばかにした暴言まで出てくる始末です。もう、怒るというより笑つちゃいます。もう、みんなただただあきれていいますと言う人までいます。

元議員柿澤弘治君逝去につき弔詞贈呈の報告 憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により平成二十一年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるの動議

自民党の言うこの改革というのは、一体何だったんでしょうか。

人に対しては痛みを伴う構造改革を押しつけ、自分は世襲に逃げ込む小泉改革が、にせものの改革であつたことは既に明らかです。さらに、ずるずると解散を引き延ばして延命を図っているだけの麻生政権はもっとひどいです。国民を欺き、本当は郵政民営化賛成じゃなかったと言いつつ、政治家としての良心も矜持もない麻生政権には、政権の正統性はありません。したがって、さきの郵政選挙で得た三分の二の再議決権は、もう行使できないはずで

憲法上、三分の二の多数決の規定があるように、衆議院、参議院の議決が異なる場合には、両院協議会での建設的な話し合いをすることが憲法上求められています。この年度末の不況、世界恐慌を乗り切るには、与党も野党もありません。二院制という我が国の議会制民主主義の原点に立ち返り、両院協議会を開き、お互いに知恵を絞り、国民のために一緒に建設的な議論をしようではありませんか。それが、今回、本動議を提出した最大の理由です。

直近の民意を受けた参議院において、先ほど、景気対策は急ぐが定額給付金のばらまきはやめようと、国民の意思が示されました。

また、最近では、山形県知事選に続き、山口県の柳井市でも、市長選、県議補選、自民党候補の敗北が続いています。自民党の総支部長までが麻生内閣への国民的な批判が重く影響したと報道さ

れております。

麻生総理自身も、ばらまき政策の失敗を自覚されているのか、定額給付金を受け取る、受け取らないで発言が迷走、高額所得者が受け取るのはさもしいとまでおっしゃいました。

麻生総理、これが定額給付金を撤回する最後のチャンスです。また後になってから、本当は賛成じゃなかったんだけれども、内閣の一員として渋々なんて、もう言えませんか、総理大臣をやっているんですから。

両院協議会で衆議院、参議院の建設的な議論をして、その結果、定額給付金が撤回されるのであれば、麻生総理の胸のつかえもとれることでしょう。両院協議会の開催を求めます。

そして、総理に申し上げます。

民意に反する政策を民意を経ないあなたの方針が強行する、これでは、日本が一丸となって立ち向かわなければならぬこの未曾有の経済危機を、思い切った政策で乗り切ることができません。政権の投げ出し、そして麻生、福田、安倍、この政権のたらい回しでは、国民の将来不安を払拭することも不可能です。

国民が望むのは、自民党の延命でも、総理大臣のメンツを保つことでもありません。国民の信を問う、これに尽きているわけでございます。

まず、両院協議会を開いて建設的な議論をしようではありませんか。そして、それがだめなら、解散・総選挙で国民の皆さんと英知を結集いたしましょう。正々堂々と解散・総選挙をやろうじゃ

ありませんか。それができないのであれば、憲政の常道に従い、我々野党に政権を明け渡すべきです。

半年前には三分の二の多数を持つ自民党、公明党の議員から万雷の拍手で選出された麻生総理、身内からの麻生おろしが起きる前に、みずから解散することが最後の花道であると申し上げて、私からの趣旨の説明といたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

山岡賢次君外十九名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立少数。よって、本動議は否決されました。

憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計における繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外三十六名提出）

○議長（河野洋平君） 大島理森君外三十六名から、憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計における繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議が提出されております。本動議を議題といたします。

討論の通告があります。順次これを許します。近藤洋介君。

〔近藤洋介君登壇〕

○近藤洋介君 民主党の近藤洋介です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました定額給付金の財源を捻出するための法案、財政投融资特別会計からの繰り入れの特例に関する法律案を議題とし、直ちに採決すべしとの動議に対し、断固反対の立場で討論を行います。（拍手）

総額二兆円の定額給付金なるものは、そもそも、昨年の秋、総選挙を覚悟された自民党執行部が公明党に配慮して打ち出した究極の選挙対策でありました。動機が不純な、さもし、見苦しい政策であるからこそ、当の自民党内部からも疑問視する声が相次いだことは周知の事実であります。

麻生総理、誇り高き麻生総理は、実は、定額給付金の本質、さもしさを理解されているのではないですか。だからこそ、御自身はもとより、盟友である閣僚の中からも、自分が定額給付金を受け取るか受け取らないかという基本的な認識についての発言が最後まで揺れに揺れたのではないですか。

首相や閣僚すら自信を持って天下の大愚策、国民の七割以上が反対してきた定額給付金に二兆円を超える国家資産を使うのは、国民への背信行為であります。

以下、反対の具体的な理由を述べます。

憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるの動議、憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

最大の理由は、定額給付金が、表向きにも何を目的にした政策なのか極めてあいまいで、不透明であることです。

政府・与党は、当初、生活に困っている方々への生活支援であるとお題目を掲げてまいりました。しかし、住まいを失った非正規社員の方々、いわゆるネットカフェ難民の方々やホームレスの方々など、本当に困っている生活困窮者の方々への配付方法は不明確なままです。

旗色の悪くなった政府・与党は、途中から政策目的を経済対策に変更しました。

しかし、定額給付金が消費を拡大することはない、GDPの押し上げ効果は限りなくゼロに近いと多くのエコノミストが指摘をしております。政府の審議会である財政制度審議会ですら、その効果はないと判断し、二兆円の使い方について再検討を求めているのであります。

麻生総理、この大愚策が苦境に直面する日本経済を救う切り札というならば、その根拠をお示ししていただきたい。目的が二転三転した大義なき定額給付金は、砂漠に水をまくがごとくのばらまきであり、到底賛成できません。

第二に、定額給付金には明確な法的根拠がない点であります。

政府は、要件及び手続について根拠法を制定することなく、自治体に丸投げする始末であり、丸投げされた自治体は、多大な事務負担を負っており、第二次補正予算に計上された八百二十五億円の巨額な事務費は、意味のない政策のため

に支出された壮大な無駄遣い予算であります。

二兆円あれば、一兆円の医療費削減をもとに戻して、疲弊し切った地方の病院、医療の現場を救うことができるのであります。二兆円あれば、消えた年金を取り戻し、年金制度に信頼を回復することができるのであります。二兆円あれば、我が党が主張する、農家に対する戸別所得補償制度を実現し、生産者が希望を持って農業に取り組む環境をつくることができます。食料自給率を上げ、農村に活力を取り戻すことができるのであります。

株価は下がり、輸出は激減し、雇用は失われ、今、日本は、がけつ縁であります。すべての経済指標が悪化する中で、この国には現在と未来への不安があふれております。

政府・与党は、今回の経済危機に際して、米国発だから大きな問題はないとうそぶいてきました。しかし、気がつけば、我が国の経済が先進国の中で最も傷んでいるじゃないですか。

こうした状況の中で、無意味な二兆円のばらまき政策を、数を頼みに、がむしやりに押し通そうとする政府・与党の行方は、何たる危機感の欠如でありましょうか。こっけいであると言っほありません。

議場内の自由民主党の議員の皆さん、市場万能主義を標榜し、郵政民営化すれば日本がよくなる、と国民を扇動した、小泉劇場と呼ばれたさきの総選挙から三年六カ月がたちました。今、立て役者の小泉純一郎元首相はこの議場におりません。

小泉改革なるものは、結果として、日本経済を、地域社会をばろばろに壊してしまいました。御引退を前にした小泉元首相が、その失政を反省された上での、せめてもの罪滅ぼしなのか、それとも御自身の政策を否定された腹いせか、欠席の政治的な思惑ははかりかねますが、自民党の総裁経験者が再議決への反対の意思を表明したというこの事実は、自民党が公党としての統治能力すら失ったあかしであります。

また、この法案を提案された、時の財務大臣、中川昭一議員も、大失態の結果、閣僚の席から離れられました。

郵政民営化に反対だったと告白をされた麻生首相が、多くの国民が反対する定額給付金について、郵政民営化で得た三分の二の多数を使い再議決を企てる。ちゃんちゃらおかしい、意識がもうろうとしているとしか言いようがない、我が国憲政史上に残る恥ずべき再議決であります。

小泉チルドレンと呼ばれる自民党一回生議員の皆さん、代議士としての矜持、すなわち誇りがあるのならば、そろそろ、世の中から与えられた蔑称であるチルドレンとの呼び名を返上すべきであります。

皆さんがチルドレンから卒業する道は、ただ一つであります。それは、国民の声に心から耳を傾けて、現実を見詰め、御自身の判断、良心に従って本動議に反対票を投ずることです。

以上、党派を超えて、国民本位という政治家としての原点に立ち返り、本動議に反対されること

を強く期待して、反対討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 松島みどり君。

(松島みどり君登壇)

○松島みどり君 自由民主党の松島みどりでございます。

私は、自由民主党及び公明党、連立与党を代表いたしまして、たいま議題となりました、憲法第五十九条第二項に基づき、本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

ことし一月十三日に衆議院本会議で可決し、参議院に送付されました平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、これは、本日、参議院において否決され、衆議院に返付されてまいりました。

本法律案は、平成二十年度第二次補正予算の財源として、財政投融资特別会計から一般会計に繰り入れを行う特例措置を定めるものであります。

この補正予算には、定額給付金のほか、中小企業の資金繰りを助けるための緊急保証枠及びセーフティーネット貸付枠の拡大、介護報酬の引き上げによるホームヘルパーさんなどの人材確保、安心こども基金による保育所の緊急整備、子育て応援特別手当の支給、妊婦健診を十四回まで無料にすること、公立小中学校約一万棟の耐震化事業、さらに再就職支援対策である緊急雇用創出事業の創設など、国民の安全、安心や少子化対策にかかわる実に多様な政策が含まれております。

しかしながら、参議院では、多数を占める野党の皆様に本法律案について御賛同いただけず、民主党などの提案により、定額給付金を実施してはならないとする対案が提出されました。まことに残念なことであります。

定額給付金は、六十五歳以上の方と十八歳以下の方は二万円、その間の年齢の方は一万二千元、総額は約二兆円で、これはGDP、国内総生産の〇・四％に相当する大規模なものです。

我が国の就業者六千三百八十二万人のうち、二割を超す一千三百万人の方が所得税を納めていない低所得者です。この方たちに対しては、減税という手法では全く支援ができません。日本国民一億二千七百万人のうち、減税なら九千九百万人しか恩恵が受けられず、二千八百万人が対象外となつてしまいます。ですから、すべての家庭に支援が届く定額給付金でなければなりません。

定額給付金は、生活支援策として消費刺激策の二つの性格を兼ね備えております。また、定額給付金は、その他の施策と一体化することで、より一層効果を発揮することが出来ます。

例えば、子育て応援特別手当は、二人目以降のお子さんがこの三月時点で幼稚園や保育所の年少さん、年中さん、年長さんに当たる年代の場合、幼児一人につき三万六千円の一時金をお渡しするものですが、御夫婦と小学校二年生のお姉ちゃん、幼稚園に通う四歳児の弟がいらっしゃる四人家族の場合、四人分の定額給付金と子育て応援特

別手当を合計すると、家族で十万円になります。買い物でも飲食でも結構です。しっかりと使つていただければ、内需振興の景気対策として役立ちます。

また、休日、特に地方部における高速料金的大幅な引き下げが実施されます。

例えば、青森の方が乗用車で京都に観光に行かれる場合、北陸を通り、大津でおられるというルートを通りますと、現在……(発言する者あり)いろいろな旅行のケースがあると思います。現在二万二千元かかる高速料金が、平成二十三年三月までは一千元になります。アクアラインも、休日は現在の三千円かかるところが千円で済みます。

人が動けばお金が落ちます。定額給付金と高速料金引き下げをきっかけに旅行プランを考えていただければ、定額給付金が内需拡大の呼び水の効果をしっかりと果たすことになるでしょう。

全国各地の自治体では、定額給付金に合わせ、プレミアムつき商品券を出すことを支援したり、あるいは消費拡大セールの計画を立てたり、寄附を募り他の施策に活用する取り組みを予定したり、それぞれ、地域の事情に合わせたさまざまな工夫が凝らされています。

こうした期待を実現させるためには、一刻も早く結論を出すことが重要です。

既に、この法案の成立を見越して、給付金の申請書類を住民に発送済みの自治体もございます。去る二月二十日、北海道日高町が、全国の自治

体のトップを切つて給付金の申請書類を住民に送付し、そして、二月二十三日から受け付けを開始いたしました。鳩山由紀夫民主党幹事長のお地元でございます。

次いで、二番手といしましては、福島県南会津町が、二月二十三日に発送を始め、三月二日に受け付けを開始いたしました。こちらは民主党の渡部恒三最高顧問のお地元でございます。いろいろとい自治体がいっぱいあります。

なお、これは、私が一番、二番、三番はどこだろうかとたまたま調べていたら出てきたものでございいます。

なお、小沢一郎党首のお地元である岩手県金ケ崎町は、二月末の県庁の調査に対し、三月中旬に発送を開始し、三月下旬には受け付け、支給ともに開始する予定と御回答されています。

さて、給付金などにより緊急支援措置は、アメリカ、オーストラリア、台湾など諸外国でも実施されております。

アメリカでは昨年、総額十兆円弱、GDPの〇・八％相当の給付を行いました。オーストラリアでも〇・八％相当、台湾は〇・六％相当です。日本の場合はGDPの〇・四％ですから、他の三カ国の支援額の方が国内経済に対する比重が大きいくことになります。

こういった状況にもかかわらず、民主党の鳩山幹事長は、定額給付金を天下の愚策と決めつけておられます。不思議でなりません。とても不思議

です。

民主党が昨年十二月に発表された税制改革アクションプログラムでは、「給付付き税額控除」の導入を進める。」としています。これは、納税の有無にかかわらず、課税最低限以下の方も含めてメリットを受けるという点で、定額給付金と同様の効果を持つものでございます。

日本に住むすべての方が、収入に関係なく給付を受けられ、使い道を自分で決めることができるという点からも、定額給付金の支給は、緊急支援として最もふさわしい、迅速かつ公平な措置なのであります。

本来、緊急、迅速であるはずのものを、そうでなくしているのは、民主党を中心とする野党の方々なのであります。

参議院第一党であります民主党が、景気対策の財源を決めるこの法案を、衆議院通過から参議院での審議入りまで一カ月近くもたなざらにしたことは、「国民の生活が第一。」と標榜なさっている民主党の看板がうそ偽りだらけであり、国民生活よりも政局優先という民主党の実態を如実にあらわすものと言えましょう。

我々に一刻の猶予も与えられないことは明白であります。本法律案成立のこれ以上のおくれは、緊急対策の意味を薄めてしまふばかりでございいます。自治体の皆さんのお手も煩わせて、一日も早く支給し、みんな受け取り、みんな一日も早く使い切りましょう。それが景気回復に役立つのであります。

以上の点から、憲法第五十九条第二項に基づき、肅々と本法律案の成立を図り、国会の意思を明らかにする必要があると考えます。

議員の皆さんが良識に基づき、圧倒的多数をもって御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。(発言する者あり)

最後に、お静かに願います。最後に、最近、司法機関が行った事件捜査に関し、公党の代表及びその幹部の方が、政治的にも法律的にも不公正な国家権力、檢察権力の行使だとか、国策捜査のような雰囲気があるなどと発言した旨の報道がありました。

我が国は民主国家、法治国家であり、司法機関による捜査が法と証拠に基づき厳正に行われるのは当然のことです。このような発言を公の場でなさることは、我が国の民主国家としての存在意義を否定し、我が国の品位をおとしめるものと言わざるを得ません。

○議長(河野洋平君) 松島君、申し合わせの時間が過ぎました。なるべく簡単に願います。

○松島みどり君(統) 言論府の一員として見過ごすことはできません。

以上で、発言を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私、日本共産党を代表して、定額給付金の財源を確保するための特例法案の再議決を求める動議に反対の討論を行います。(拍手)

政府・与党は、参議院で否決された定額給付金の財源法案を三分の二の再議決までして押し通そうとしています。しかし、定額給付金には、今なお国民の七割から八割が反対をしています。

なぜでしょうか。それは、昨年十月の発表から四月月たつても、なお定額給付金の目的が定かないからであります。

目的が定かないから、麻生総理、あなたの発言が迷走するのであります。初めは、生活対策だから受け取る金持ちはさもしいとまで言いまして、ところが、どうでしょう。今度は一転して、景気対策だと言って、金持ちももらって盛大に使ってほしいとまで言い出しました。

何のための給付金なのか。目的が定かないのは、あなたの発言にはつきりとあらわれているではありませんか。しかも、みずから受け取るかどうかを明言しなかった総理は、最後には党の決定だから受け取ると言いました。総理、あなたがみずから決めた政策なのに、二転三転と迷走し、最後まではっきりできなかったのはなぜでしょうか。

結局、定額給付金の目的が、生活対策でもなく、景気対策でもない、公金を使った選挙対策だということではありませんか。国民は、このことをしっかりと見抜いています。だからこそ、多数が反対をしているのであります。

麻生内閣が迷走する中でただ一つはつきりしているのは、消費税を増税することだけである。

ります。

定額給付金と同時に打ち出したのが、二〇一一年度に消費税を増税する計画でした。来年の国会にも消費税増税法案を提出すると明確に答弁したのであります。一回限りの給付金のばらまきの後には何十倍もの消費税増税が待ち構えている、この点でも国民は断じて納得できません。

定額給付金の経済効果なるもの大いに疑問です。

政府は、もともと〇・一％しかないGDP押し上げ効果を、数字を操作して〇・二％に見せかけようとした。全くそくな水増しです。経済効果が見込めないことを政府みずから認めているものであります。かつての地域振興券は、その六割が貯蓄に回り、経済効果が少なく、天下の愚策と言われました。また同じ過ちを繰り返すだけではありませんか。

総理、定額給付金は、生活対策と言いますが、ホームレスやネットカフェ難民の方に給付金が届く保証はありません。

衆議院予算委員会に参考人として出席した派遣村名誉村長の宇都宮健児弁護士は、定額給付金に関して、派遣切り対策や生活困窮者、貧困者の生活支援、セーフティネットの強化等に重点的に充てるなど、活用方法の再検討をいただきたいと述べました。本当に生活に困っている人々のために二兆円の財源を使つてほしい、これが国民の率直な気持ちであります。

景気対策にも生活対策にもならない定額給付金はやめるべきであります。

国民が直面している雇用不安、生活の困窮、命と健康さえも維持できない深刻な実態を直視すべきであります。国民を塗炭の苦しみに追い込んだ構造改革路線をきっぱりとやめ、雇用確保、社会保障充実、国民の懐を暖める政治に根本的に転換すべきではありませんか。

今、政府・与党に求められているのは、こうした国民多数の声を反映し、参議院が否決したことを真摯に受けとめることであります。衆議院の三分の二の数の力で再議決することは、断じて容認できません。

最後に、国民の八割が不支持を表明している麻生内閣に、これ以上政権を任せるわけにいきません。速やかに解散・総選挙で国民の信を問うことを要求し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 日森文尋君。

(日森文尋君登壇)

○日森文尋君 私、社会民主党・市民連合を代表し、憲法第五十九条第二項に基づき、平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議に対し、反対の討論を行います。(拍手)

反対の第一の理由は、直近の民意である参議院の議決の重みを否定している点です。

第二の理由は、麻生太郎首相自身が、国民生活

に直結するような法律、例えば予算関連法案などについては与野党で徹底的に議論をしていくべきで、三分の二条項を使うにはなじまないのではないかと夕刊紙に寄稿し、予算関連法案の衆院再議決に慎重な考えを示していた点です。両院協議会の開催すら行わないのは言語道断と言わなければなりません。

第三の理由は、郵政民営化には反対だったという麻生首相に、郵政選挙で得た三百議席を使う政治的資格はありません。

第四の理由は、首相は、みずから、さもしいい発言について国民に陳謝し、明確に撤回されていない点です。高額所得者が定額給付金を受け取ることをさもしいと批判し、一たんはみずからの辞退も明言しながら、一転して受け取ると表明する等、発言のぶれは大きく、国民の政治不信を高めました。

第五の理由は、八割の国民が望んでいないものであること、消費税増税とセットであること、痛みを押しつけられてきた国民の不安解消にはつながらないこと、減税の恩恵を受け、税金で支援すべき必要のない高額所得者や資産家も対象になっていること、事務費に八百二十五億円もの費用がかかること、分権自治に反することなど、定額給付金自体に多くの問題点があることです。

第六の理由は、財政投融資特別会計からの繰り入れに当たっては、現下の厳しい経済情勢に対処するため、生活・経済緊急対策を確実かつ効果的に実施するためにこそ活用すべきという点です。

学校の耐震化、介護の充実、雇用対策など、命や緑の分野に集中投下するヒューマン・ニューディールの推進を強く求めたいと思います。

最後に、憲法第五十九条第二項による再議決の連発は問題であり、与党と国民とのねじれこそ解消すべきことを求め、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

大島理森君外三十六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本動議は可決されました。(拍手)

平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、本院議決案

○議長(河野洋平君) 平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題といたします。

直ちに採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されるこ

とを望みます。——議場閉鎖。
氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票総数四百六十九。

本投票の三分の二は三百十三であります。

投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○議長(河野洋平君) 右の結果、本案は、憲法第五十九条第二項に基づき、出席議員の三分の二以上の多数をもって、さきの議決のとおり再び可決いたしました。(拍手)

平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、本院議決案を可とする議員の氏名

あかま二郎君 安次富 修君
安倍 晋三君 阿部 俊子君
逢沢 一郎君 愛知 和男君
赤池 誠章君 赤城 徳彦君
赤澤 亮正君 秋葉 賢也君
麻生 太郎君 甘利 明君

新井 悦二君	井澤 京子君
井上 喜一君	井上 信治君
井脇ノブ子君	伊藤 公介君
伊藤信太郎君	伊藤 忠彦君
伊藤 達也君	伊吹 文明君
飯島 夕雁君	石崎 岳君
石田 真敏君	石破 茂君
石原 伸晃君	石原 宏高君
稲田 朋美君	稲葉 大和君
猪口 邦子君	今井 宏君
今津 寛君	今村 雅弘君
岩永 峯一君	岩屋 毅君
宇野 治君	上野賢一郎君
浮島 敏男君	白井日出男君
江崎 鐵磨君	江崎洋一郎君
江渡 聡徳君	江藤 拓君
衛藤征士郎君	遠藤 武彦君
遠藤 利明君	遠藤 宣彦君
小川 友一君	小此木八郎君
小里 泰弘君	小野 晋也君
小野寺五典君	小淵 優子君
尾身 幸次君	越智 隆雄君
近江屋信広君	大島 理森君
大塚 高司君	大塚 拓君
大野 松茂君	大野 功統君
大前 繁雄君	大村 秀章君
太田 誠一君	岡下 信子君
岡部 英明君	岡本 芳郎君
奥野 信亮君	加藤 勝信君

官 報 (号 外)

加藤 紘一君	嘉数 知賢君	塩谷 立君	七条 明君	中森ふくよ君	中山 太郎君	堀内 光雄君	馬渡 龍治君
海部 俊樹君	鍵田忠兵衛君	実川 幸夫君	篠田 陽介君	中山 成彬君	中山 泰秀君	牧原 秀樹君	増原 義剛君
梶山 弘志君	片山さつき君	柴山 昌彦君	島村 宜伸君	仲村 正治君	永岡 桂子君	町村 信孝君	松島みどり君
金子 一義君	金子善次郎君	下村 博文君	新藤 義孝君	長崎幸太郎君	長島 忠美君	松浪健四郎君	松浪 健太君
金子 恭之君	上川 陽子君	菅 義偉君	菅原 一秀君	長勢 甚遠君	並木 正芳君	松野 博一君	松本 純君
亀井善太郎君	亀岡 偉民君	杉浦 正健君	杉田 元司君	二階 俊博君	丹羽 秀樹君	松本 文明君	松本 洋平君
鴨下一郎君	川崎 二郎君	杉村 太藏君	鈴木 馨祐君	丹羽 雄哉君	西川 京子君	三ッ林隆志君	三ッ矢憲生君
川条 志嘉君	河井 克行君	鈴木 俊一君	鈴木 淳司君	西川 公也君	西野あきら君	三原 朝彦君	御法川信英君
河村 建夫君	瓦 力君	鈴木 恒夫君	関 芳弘君	西村 明宏君	西村 康稔君	水野 賢一君	宮腰 光寛君
木原 誠二君	木原 稔君	蘭浦健太郎君	園田 博之君	西銘恒三郎君	西本 勝子君	宮澤 洋一君	宮路 和明君
木村 太郎君	木村 隆秀君	田中 和徳君	田中 良生君	額賀福志郎君	根本 匠君	宮下 一郎君	武藤 容治君
木村 勉君	木村 義雄君	田野瀬良太郎君	田村 憲久君	野田 聖子君	野田 毅君	村上誠一郎君	村田 吉隆君
岸田 文雄君	北川 知克君	平 将明君	高市 早苗君	菓梨 康弘君	萩生田光一君	望月 義夫君	茂木 敏充君
北村 茂男君	北村 誠吾君	高木 毅君	高鳥 修一君	萩山 教嚴君	萩原 誠司君	盛山 正仁君	森 英介君
久間 章生君	倉田 雅年君	竹下 亘君	竹本 直一君	橋本 岳君	馳 浩君	森 喜朗君	森山 裕君
小池百合子君	小坂 憲次君	武田 良太君	武部 勤君	鳩山 邦夫君	浜田 靖一君	森山 眞弓君	やまぎわ大志郎君
小島 敏男君	小杉 隆君	棚橋 泰文君	谷 公一君	早川 忠孝君	林 潤君	矢野 隆司君	谷津 義男君
木挽 司君	古賀 誠君	谷垣 禎一君	谷川 弥一君	林 幹雄君	林 彪君	安井潤一郎君	保岡 興治君
後藤 茂之君	後藤田正純君	谷畑 孝君	谷本 龍哉君	原田 憲治君	原田 令嗣君	柳澤 伯夫君	柳本 卓治君
河野 太郎君	河本 三郎君	玉沢徳一郎君	中馬 弘毅君	原田 義昭君	平井たくや君	山内 康一君	山口 俊一君
高村 正彦君	近藤三津枝君	津島 雄二君	土屋 品子君	平口 洋君	平沢 勝榮君	山口 泰明君	山崎 拓君
近藤 基彦君	佐田玄一郎君	土屋 正忠君	寺田 稔君	平田 耕一君	広津 素子君	山中 燦子君	山本 明彦君
佐藤 剛男君	佐藤 勉君	とかしきなおみ君	戸井田とおる君	深谷 隆司君	福井 照君	山本 公一君	山本 幸三君
佐藤ゆかり君	佐藤 鍊君	渡海紀三朗君	土井 亨君	福岡 資麿君	福田 峰之君	山本 拓君	山本ともひろ君
斉藤斗志二君	坂井 学君	土井 真樹君	徳田 毅君	福田 康夫君	藤井 勇治君	山本 有二君	与謝野 馨君
坂本 剛二君	坂本 哲志君	富岡 勉君	中川 昭一君	藤田 幹雄君	藤野真紀子君	吉川 貴盛君	吉田六左エ門君
桜井 郁三君	櫻田 義孝君	中川 秀直君	中川 泰宏君	二田 孝治君	船田 元君	吉野 正芳君	若宮 健嗣君
笹川 堯君	清水鴻一郎君	中谷 元君	中根 一幸君	古川 慎久君	古屋 圭司君	渡辺 具能君	渡辺 博道君
清水清一朗君	塩崎 恭久君	中野 清君	中野 正志君	保利 耕輔君	細田 博之君	渡部 篤君	赤羽 一嘉君

平成二十一年三月四日 衆議院会議録第十二号

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、本院議決案

赤松 正雄君	井上 義久君	川端 達夫君	河村たかし君	古本伸一郎君	細川 律夫君	○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
伊藤 渉君	池坊 保子君	菅 直人君	吉良 州司君	細野 豪志君	馬淵 澄夫君	
石井 啓一君	石田 祝穂君	黄川田 徹君	菊田真紀子君	前原 誠司君	牧 義夫君	議院運営委員長提出、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。
上田 勇君	漆原 良夫君	北神 圭朗君	楠田 大蔵君	松本 謙公君	松野 頼久君	
江田 康幸君	遠藤 乙彦君	玄葉光一郎君	小平 忠正君	松原 仁君	松本 大輔君	
大口 善徳君	太田 昭宏君	小宮山泰子君	小宮山洋子君	松本 剛明君	松本 龍君	○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。
神崎 武法君	北側 一雄君	古賀 一成君	後藤 斎君	三日月大造君	三谷 光男君	○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
佐藤 茂樹君	斉藤 鉄夫君	郡 和子君	近藤 昭一君	三井 辨雄君	村井 宗明君	
坂口 力君	田端 正広君	近藤 洋介君	佐々木隆博君	山岡 賢次君	山口 壯君	
高木美智代君	高木 陽介君	笹木 竜三君	階 猛君	山田 正彦君	山井 和則君	
谷口 和史君	谷口 隆義君	篠原 孝君	下条 みつ君	柚木 道義君	横光 克彦君	
富田 茂之君	西 博義君	神風 英男君	末松 義規君	横山 北斗君	吉田 泉君	国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
東 順治君	福島 豊君	鈴木 克昌君	仙谷 由人君	笠 浩史君	和田 隆志君	○議長(河野洋平君) 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
冬柴 鐵三君	古屋 範子君	園田 康博君	田島 一成君	鷲尾英一郎君	渡辺 周君	
榊屋 敬悟君	丸谷 佳織君	田嶋 謙治君	田名部匡代君	渡部 恒三君	赤嶺 政賢君	
西村 真悟君		田村 謙治君	高井 美穂君	石井 郁子君	笠井 亮君	委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長小坂憲次君。
否とする議員の氏名		高木 義明君	高山 智司君	穀田 恵二君	佐々木憲昭君	
安住 淳君	赤松 広隆君	武正 公一君	津村 啓介君	志位 和夫君	塩川 鉄也君	国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
池田 元久君	石川 知裕君	筒井 信隆君	寺田 学君	高橋千鶴子君	吉井 英勝君	(本号末尾に掲載)
石関 貴史君	泉 健太君	土肥 隆一君	中井 治君	阿部 知子君	菅野 哲雄君	
市村浩一郎君	岩國 哲人君	中川 正春君	仲野 博子君	重野 安正君	辻元 清美君	
内山 晃君	枝野 幸男君	長島 昭久君	長妻 昭君	照屋 寛徳君	日森 文尋君	
小川 淳也君	小沢 一郎君	長安 豊君	西村智奈美君	保坂 展人君	糸川 正晃君	
小沢 鋭仁君	大串 博志君	野田 佳彦君	羽田 孜君	亀井 静香君	亀井 久興君	
大島 敦君	大島 章宏君	鉢呂 吉雄君	鳩山由紀夫君	綿貫 民輔君	江田 憲司君	○小坂憲次君登壇
太田 和美君	逢坂 誠二君	原口 一博君	伴野 豊君	滝 実君	前田 雄吉君	○小坂憲次君 ただいま議題となりました国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。
岡田 克也君	岡本 充功君	平岡 秀夫君	平野 博文君	横路 孝弘君	渡辺 喜美君	
奥村 展三君	加藤 公一君	福田 昭夫君	藤井 裕久君			
金田 誠一君	川内 博史君	藤村 修君	古川 元久君			

この法律案は、育児短時間勤務をしている一般

職の国家公務員の勤務時間が改定されたことに伴い、国会職員についても、育児短時間勤務職員の勤務時間を改定するものであります。

本案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席國務大臣

財務大臣 与謝野 馨君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

今井 宏君

関 芳弘君

谷 公一君

萩原 誠司君

平口 洋君

小平 忠正君

鍵田忠兵衛君

富岡 勉君

原田 令嗣君

矢野 隆司君

安井潤一郎君

石川 知裕君

財務金融委員

辞任

後藤田正純君

林田 彪君

宮下 一郎君

山本 有二郎君

谷口 隆義君

野呂田芳成君

飯島 夕雁君

大塚 拓君

木原 稔君

西本 勝子君

古屋 範子君

糸川 正晃君

補欠

原田 令嗣君

安井潤一郎君

鍵田忠兵衛君

富岡 勉君

矢野 隆司君

石川 知裕君

谷 公一君

萩原 誠司君

今井 宏君

平口 洋君

関 芳弘君

小平 忠正君

補欠

大塚 拓君

木原 稔君

飯島 夕雁君

西本 勝子君

古屋 範子君

糸川 正晃君

宮下 一郎君

後藤田正純君

林田 彪君

山本 有二郎君

谷口 隆義君

野呂田芳成君

予算委員

辞任

木村 隆秀君

吉田六左門君

馬淵 澄夫君

糸川 正晃君

津村 啓介君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

下地 幹郎君

議院運営委員

辞任

佐々木憲昭君

穀田 恵二君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

田嶋 要君

(議案提出)

一、去る二月二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

一、昨三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

公文書等の管理に関する法律案

補欠

馬渡 龍治君

永岡 桂子君

津村 啓介君

下地 幹郎君

馬淵 澄夫君

吉田六左門君

木村 隆秀君

糸川 正晃君

補欠

穀田 恵二君

佐々木憲昭君

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

沖縄科学技術大学院大学学園法案

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

案

(議案受領)

一、去る二月二十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

案

(議案送付)

一、去る二月二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十一年度一般会計予算

平成二十一年度特別会計予算

平成二十一年度政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

急激に悪化する景気を改善するための景気対策の規模に関する質問主意書(滝実君提出)

日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の立入検査及び指導監督に関する質問主意書(渡辺周君提出)

交通捜査用覆面パトカーに関する質問主意書(河村たかし君提出)

パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問主意書(河村たかし君提出)

高速道路無料化についての試算隠しに関する質問主意書(岩國哲人君提出)

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

拡大教科書の普及に関する質問主意書(高井美穂君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本海を中心とする海洋漂着ごみ対策に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

韓国(二〇〇八年度版国防白書)における竹島の記述についての政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

二月二十二日の「竹島の日」と同日に島根県で行われた竹島は日本領ではない旨主張する著書の出版記念講演会に係る政府の認識等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成二十一年二月二十八日から三月一日にかけて行われた日中外相会談に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問主意書(山井和則君提出)

派遣労働者に関する質問主意書(山井和則君提出)

内閣総理大臣に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問主意書(石井郁子君提出)

定額給付金制度に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解の変化等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する同国政府の対応についての外務省の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

高速道路無料化の試算の必要性に関する国交省の認識及び試算隠しの実態に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

(答弁書受領)

一、去る二月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十一日に開催される日韓外相会談における竹島問題の取り扱いに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出財務大臣の先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議出席に同行した政府職員等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出刑事訴訟法第四百七十九条に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に對する国民審査に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年「北方領土の日」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年二月十八日の日口首脳会談に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護報酬改定に関する質問に対する答弁書

平成二十一年二月十七日提出
質問 第一三一号

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第三回質問主意書

これまで累次にわたり質問主意書で取り上げている、昨年十月二十一日発売の週刊朝日に、「麻生『外交』敗れた」との見出しで掲載されているジャーナリストの上杉隆氏の論文(以下、「上杉論文」という。)の中に記述がある、①米国の対北朝鮮テロ指定解除に係る齋藤昭隆アジア大洋州局長の発言、②中曽根弘文外務大臣に係る外務省幹部の発言のうちの②と、起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、雑誌や著書でいわゆる「ルーブル委員会」と「白紙領収書」について指摘(以下、「佐藤氏の指

摘」という。)していることにつき、外務省が右のどちらについても「確認がとれていない」と、その事実を明確に否定していない一方で、「上杉論文」における②には明確に抗議をし、「佐藤氏の指摘」には何の抗議もしないという、異なる対応をとっている。右につき、「前回答弁書」(内閣衆質一七一第六二号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、外務省は、「上杉論文」における②が週刊朝日という媒体により広く世間一般で読まれたことは、同省にどのような影響を及ぼしたと認識しているか、右は外務省という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名譽、尊厳を傷つけるものであったと認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『影響』及び『外務省』という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名譽、尊厳を傷つけること」から、一概には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。では、外務省としてその様な事実があったと確かな確認がとれていないことが「佐藤氏の指摘」によって報じられたことは、外務省にどのような影響を与えたかと外務省は認識しているか質問する。

内閣衆質一七一第一三二号
平成二十一年二月二十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第三回質問に対する答弁書
一 及び二について
先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第六二号)の一及び三についてでお答えしているところ、御指摘の「影響」には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。

二 前回質問主意書で、外務省は、「佐藤氏の指摘」が月刊現代等の媒体により広く世間一般で読まれたことは、同省にどのような影響を及ぼしたと認識しているか、右は外務省という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名譽、尊厳を傷つけるものであったと認識しているかと問うたところ、

平成二十一年三月四日 衆議院会議録第十二号

議長報告

省に関わった職員の名譽、尊厳を傷つけるものであったと認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『影響』及び『外務省』という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名譽、尊厳」には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。では、外務省としてその様な事実があったと確かな確認がとれていないことが「佐藤氏の指摘」によって報じられたことは、外務省にどのような影響を与えたかと外務省は認識しているか質問する。

内閣衆質一七一第一三二号
平成二十一年二月二十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第三回質問に対する答弁書
一 及び二について
先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第六二号)の一及び三についてでお答えしているところ、御指摘の「影響」には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。

一 及び二について
先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第六二号)の一及び三についてでお答えしているところ、御指摘の「影響」には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。

二 前回質問主意書で、外務省は、「佐藤氏の指摘」が月刊現代等の媒体により広く世間一般で読まれたことは、同省にどのような影響を及ぼしたと認識しているか、右は外務省という組織並びに、現在、過去を問わず、同省に勤務し、同省に関わった職員の名譽、尊厳を傷つけるものであったと認識しているかと問うたところ、

議長報告

一 及び三について
先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第六二号)の一及び三についてでお答えしているところ、御指摘の「影響」には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは困難である。

北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男
北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男
北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

一 平成八年九月六日付北海道新聞朝刊に「日本政府の人道支援で医療施設を建設するために、北方領土の択捉島を訪れていた外務省担当官が、日本人作業員らに現地漁業管理局発行の釣りの許可証の取得をあっせんしていたことが五日、明らかになった。(中略)クリール地区漁業管理局のロバーチン局長によると、外務事務官は地区行政府を通じ、『作業員が釣りをしたがっている。便宜を図ってほしい』と依頼。カラフトマスは解禁前だったが、同管理局は特例として有料で許可証を発行し、これを受けた作業員十二人が紗那クリールリスクの建設現場近くの川で釣った。」との記事(以下、「道新記事」という。)が山田記者の署名入りで掲載されている。

二 平成八年に択捉島を訪問した当時の「職員」の官職を明らかにされたい。
三 平成八年に択捉島を訪問した外務省職員は、「職員」の他にいるか。いるのなら、当時の官職並びに現在も外務省に在籍しているか否かを全て明らかにされたい。
四 「職員」が択捉島を訪問していた際、医療施設建設に従事していた作業員が釣りをしたがっているとして、現地の地区行政府に許可証(以下、「許可証」という。)の発行を求めた事実があるか否かについて、「前回答弁書」で外務省は「平成八年八月、支援委員会を通じた支援である択捉島におけるブレハブ仮説レントゲン室建設の作業に同行していた外務省職員が、同レントゲン室建設作業員の要望を受けて、釣りをを行うための便宜を図ったところ、事後的に『中央クリール漁業資源監督局』が発給した『許可証』を

一方的に渡されることとなった事実は確認されている。その他のお尋ねについては、外務省において保管されている文書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。」と答弁している。そもそも、右答弁にある「釣りをを行うための便宜を図った」とは、「職員」が具体的にどのような行動をとったことを表しているのか。「許可証」の発行を求めたということではないのか。右は、我が国の主権に関わる問題であり、それを記録した文書の有無をもって曖昧な答弁をすることは許されないと考えるところ、外務省において保管されている文書からは明らかでないのなら、更に、「職員」が現在も外務省に在籍しているのなら、「職員」に直接問い質した上で答弁することを求める。

五 四の答弁には「職員」が「許可証」を一方的に渡されることとなった事実は確認されているとあるが、「職員」が医療施設建設作業員から釣りをしたい旨の要望を受けた日にち並びに「許可証」を一方的に渡された日にちをそれぞれ明らかにされたい。右は、我が国の主権に関わる問題であり、それを記録した文書の有無をもって曖昧な答弁をすることは許されないと考えるところ、外務省において保管されている文書からは明らかでないのなら、更に、「職員」が現在も外務省に在籍しているのなら、「職員」に直接問い質した上で答弁することを求める。

六 そもそも外務省が、「職員」が釣りのための便宜を図り、「許可証」を受け取ったことを最初に

承知したのはいつか。

七 前回質問主意書で、一方的に渡された、または「職員」が能動的にその発行を求めたか否かは別として、平成八年当時、医療施設建設の作業員等が択捉島において、「許可証」を受け、つまりロシア当局の許可を受ける形で釣りを行ったことは、北方領土におけるロシアの管轄権に服したことになるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」で外務省は「外務省としては、外務省職員が、事後的に『中央クリル漁業資源監督局』から『許可証』を一方的に渡され、これを受け取ったことは、我が国固有の領土である北方領土にあたかもロシア連邦の管轄権が及んでいるかのごとき誤解を生み得るため、適切さを欠くものであったと認識している。」と答弁しているが、適切さを欠く行動をとった「職員」に対し、これまで外務省として何らかの処分を行っているか。

八 七で、行っていないのなら、その理由を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一二三号
平成二十一年二月二十七日
衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土の管轄権に
対する外務省の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問に対する答弁書

一及び二について
先の答弁書（平成二十一年二月十三日内閣衆質一七一第八八号）一についてでお答えしたとおりである。

三について
外務省において保管されている文書から、お尋ねについて網羅的かつ正確にお答えすることは困難である。

四から六までについて
お尋ねについては、外務省に保管されている文書からは明らかではないが、いずれにせよ、事後的に御指摘の「許可証」を一方的に渡される結果になったことは、適切さを欠くものであったと認識している。

なお、外務省としては、先の質問主意書（平成十七年十月三十一日提出質問第五三三号）の提出を受けて、調査は適切かつ十分に行われたと考えており、御指摘の者に対する調査を含め、改めて調査を行う考えはない。

七及び八について
先の答弁書（平成十八年二月二十一日内閣衆質一六四第六五号）二についてでお答えしたとおりである。

平成二十一年二月十七日提出
質問 第一 三三 号
平成二十一年二月十一日に開催される日韓外相会談における竹島問題の取り扱いに関する
第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

平成二十一年二月十一日に開催される日韓外相会談における竹島問題の取り扱いに関する第三回質問主意書
「前回答弁書」（内閣衆質一七一第一〇三三号）を踏まえ、再度質問する。

一 本年二月十一日、韓国の首都ソウルで行われた、中曽根弘文外務大臣と柳明桓外交通商部長官による日韓外相会談以下、「外相会談」という。）に対する中曽根大臣の評価如何。

二 前回質問主意書で、「外相会談」において、中曽根大臣として竹島問題を柳長官に対して提起する考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の日韓外相会談におけるやり取りの詳細について明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、中曽根外務大臣より、竹島の領有権については、我が国には我が国の立場がある旨指摘した。」との答弁がなされている。外務省HPに本年二月十一日付で掲載されている「日韓外相会談（概要）」には、中曽根大臣より竹島問題の提起がなされた旨の記述は見られないが、中曽根大臣は「外相会談」においてとり上げられたどのテーマの中で竹島問題に触れたのか説明されたい。

三 「外相会談」において中曾根大臣が竹島問題に
触れたことについて、なぜ二の「日韓外相会談
(概要)」で記述されていないのか、その理由を
説明されたい。

四 二の答弁にある、竹島の領有権についての我
が国の立場とは具体的にどの様なものか説明さ
れたい。

五 「外相会談」における中曾根大臣の竹島問題に
ついての指摘に対して、柳長官はどの様な回答
をしたか説明されたい。

六 「外相会談」により、竹島問題は解決に向け前
進したか。中曾根大臣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七一第一三三三号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十
一日に開催される日韓外相会談における竹島問
題の取り扱いに関する第三回質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二
月十一日に開催される日韓外相会談におけ
る竹島問題の取り扱いに関する第三回質問
に対する答弁書

一について

御指摘の会談においては、日韓関係が未来志

向の「成熟したパートナーシップ関係」に成長し
てきていることを確認するなど、有意義であつ
たと考える。

二、三、五及び六について

先の答弁書(平成二十一年二月十七日内閣衆
質一七一第一〇三三)四及び五についてでお答
えしたとおり、御指摘の会談においては、中曾
根外務大臣より、竹島の領有権については、我
が国には我が国の立場がある旨指摘したが、こ
れ以上の詳細等について明らかにすることは、
竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、
問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適
正な遂行に支障を来すおそれ等があることか
ら、差し控えたい。

四について

先の答弁書(平成二十年三月二十八日内閣衆
質一六九第一九五号)二及び三についてでお答
えしたとおりである。

平成二十一年二月十八日提出
質 問 第 一 三 四 号

財務大臣の先進七カ国財務相・中央銀行総裁
会議出席に同行した政府職員等に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

財務大臣の先進七カ国財務相・中央銀行総
裁会議出席に同行した政府職員等に関する
質問主意書

本年二月十三日と十四日、先進七カ国財務相・

中央銀行総裁会議(G7)に出席すべくイタリアの
ローマに滞在した中川昭一前財務大臣が、現地時
間で同月十四日十五時過ぎから行われた白川方明
日本銀行総裁との共同記者会見(以下、「会見」と
いう。)においてそれらが回らず、不明瞭な受け答
えをしたとして、同月十七日、財務大臣を辞任し
た。右を踏まえ、質問する。

一 今次の中川前大臣のローマ訪問に同行した政
府職員及び現地において中川前大臣をアテンド
した政府職員は誰か、その官職氏名を全て明ら
かにされたい。

二 安藤裕康在イタリア日本国特命全權大使は、
現地において中川前大臣をアテンドしていた
か。

三 中川前大臣は「会見」を行った日に開催された
G7昼食会を中座し、宿泊先のホテルのレスト
ランで、財務省の玉木林太郎国際局長や日本か
ら取材で同行した記者、イタリア人通訳数人
と会食したと報じられているが、右の会食(以
下、「会食」という。)は中川前大臣が公務として
行ったものか。

四 本年二月十八日付の毎日新聞(以下、「毎日新
聞」という。)には「中川氏と麻布高校の同期で東
大法学部の同窓でもある玉木局長が一部の女性
記者を招いたという。」との記事があるが、右記
述は事実を反映しているか。

五 「毎日新聞」には「お酒を飛行機の中で飲ん
だ。風邪薬も多めに飲んだ。その相乗効果に
なつた」、「ワインのグラスに口を付けた程度、

飲んではいない」と、「会食」の際に中川前大臣
は飲酒し、その前日から中川前大臣が風邪薬等
を服用していたとの記事があるが、中川前大臣
に同行していた、または現地でアテンドした一
の政府職員は、その時の中川前大臣の体調がど
の様な状態にあるか把握していたか。

六 「会食」に同席した政府職員の官職氏名を全て
明らかにされたい。

七 「毎日新聞」には「約三十分ほど(レストラン
支配人)だった飲食後に中川氏は午後二時五十
分から約十五分、同ホテル内でロシアのクドリ
ン財務相と日露財務相会談に臨んだ。この際、
麻生太郎首相を「麻生大臣」と言い間違えるな
ど、言動に不安定さもみられた。」また本年二
月十八日付スポーツニッポンには「ロシア通信
は、記者会見前のクドリソ副首相兼財務相との
個別会談で、中川氏が麻生首相のことを「大臣」
と呼ぶなど、既に「普通の状態でない」ことが明
らかだったと指摘した。」と、右の会談(以下、
「会談」という。)においても、中川前大臣は既に
朦朧とした状態にあった旨報じているが、右記
事の内容は事実か。

八 「会談」に同席した政府職員の官職氏名を全て
明らかにされたい。

九 七の新聞記事の内容が事実ならば、八の政府
職員は、中川前大臣が言い間違いをした際にそ
れを即座に指摘し、訂正させる等、適切な対応
をとっていたか。

十 「毎日記事」には「午後三時四十五分からの内

外記者会見の前にはすでにろれつが回らない状態だった。」とあるが、右記事の内容は事実か。

十一 十の「毎日記事」の内容が事実ならば、国益の観点からも、「会見」には中川前大臣ではなく代理の者が出席する、または白川総裁のみで行う等の方法をとるべきではなかったのか。

十二 今次の中川前大臣による一連の失態は、中川前大臣本人に責任があることは当然であるが、同様に、中川前大臣を支える立場にあった一政府職員も、然るべき対応をとつていたか、厳しく検証されるべきであると考えている。麻生総理の見解を示されたい。

内閣衆質一七一第一三四号
平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出財務大臣の先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議出席に同行した政府職員等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出財務大臣の先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議出席に同行した政府職員等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十一年二月十三日及び十四日に行われ

た七カ国財務相・中央銀行総裁会議（以下「会議」という。）に出席した中川前財務大臣に同行した政府職員は、山本高史前財務大臣秘書官、彦谷直克財務大臣秘書官事務取扱、篠原尚之財務官、高村泰夫財務省大臣官房秘書課財務官室長、土谷晃浩財務省大臣官房文書課広報室長、玉木林太郎財務省国際局長、中尾武彦財務省国際局次長、岡村健司財務省国際局国際機構課長、阪田渉財務省国際局地域協力課国際調整室長ほか財務省職員八名、諏訪園健司前金融担当大臣秘書官事務取扱、山崎達雄金融庁総務企画局参事官ほか金融庁職員一名である。

「アテンド」の意味が必ずしも明らかではないが、現地において中川前財務大臣の訪問への対応を行った政府職員は、安藤裕康イタリア国駐節特命全権大使を始めとする在イタリア日本国大使館の館員等である。

三について
お尋ねの「会食」は、公務として行ったものではない。

四について
中川前財務大臣は、平成二十一年二月十四日のホテル内での昼食に向かう際、御指摘の記者より話を聞きたいとの申出を受けたものの、時間がなかったことから、中川前財務大臣が同記者を昼食の場に入るよう招いたものであり、「玉木局長が一部の女性記者を招いた」という事実はない。

五について

中川前財務大臣に同行した政府職員は、御指摘の「会食」の際、中川前財務大臣の体調に特に変わったところはなかったとの認識であった。

六について
お尋ねの政府職員は、山本高史前財務大臣秘書官、玉木林太郎財務省国際局長、高村泰夫財務省大臣官房秘書課財務官室長、阪田渉財務省国際局地域協力課国際調整室長である。

七について

中川前財務大臣に同行した政府職員は、平成二十一年二月十四日の日露財務大臣会談の際、御指摘のような「中川前財務大臣は既に朦朧とした状態にあった」との認識はなかったが、中川前財務大臣は体調が優れない状態であるとの認識を持った。

八について

お尋ねの政府職員は、玉木林太郎財務省国際局長、阪田渉財務省国際局地域協力課国際調整室長である。

九について

「八の政府職員」は、七についてで述べたように、日露財務大臣会談の際、中川前財務大臣は体調が優れない状態であるとの認識を持った。中川前財務大臣による「麻生大臣」との言い間違については、通訳を介して伝達された際に、「麻生総理大臣」と訂正されたものと考えている。

十及び十一について

中川前財務大臣に同行した政府職員は、中川前財務大臣が、御指摘のような「午後三時四十五分からの内外記者会見の前にはすでにろれつが回らない状態だった。」との認識はなかった。

中川前財務大臣は、日露財務大臣会談の後、三十分程度休息を取り、打合せの後、記者会見は予定どおり自分が行うと自らの判断で臨まれたと認識している。

十二について

会議終了後の記者会見は、これまでも、財務大臣が中心となって会議の成果を説明することが、他国も含め、慣例となっている。今回においても、中川前財務大臣は、記者会見は予定どおり自分が行うと自らの判断で臨まれたと認識しており、中川前財務大臣に同行した政府職員としては、こうした中川前財務大臣の判断に従ったものであり、精一杯の対応であったと考えている。

平成二十一年二月十八日提出
質問 第一三五号

刑事訴訟法第四百七十九条に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

刑事訴訟法第四百七十九条に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第九三三）を踏まえ、再質問する。

一 刑事訴訟法第四百七十九條(以下、「第四百七十九條」という。)に「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。」と規定されているが、右の規定により、法務大臣の命令によつて死刑執行が停止された場合、当該死刑確定者に対していつ、どこで、誰によつて、どの様な方法でそのことが伝えられるのか説明されたい。

二 前回質問主意書で、過去に「第四百七十九條」の適用を受け、死刑執行を停止された事例はあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねのような事例は、いずれも把握していない。」との答弁がなされている。では、「第四百七十九條」の適用に関わらず、過去に死刑確定者が精神疾患、心神喪失の状態にあることを理由に医療刑務所または精神科病院へ移送されたという事例はあるか。ある場合、当該死刑確定者が特定されることがない範囲で、その人数、時期、具体的な精神状態について説明されたい。

三 刑事訴訟法第五百二條(以下、「第五百二條」という。)に「裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人は、執行に関し檢察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。」と規定されているが、右規定にある「檢察官のした処分」とは具体的に何を指しているのか説明されたい。

四 「第五百二條」は死刑執行についても適用可能か。

五 四で、「第五百二條」が死刑執行についても適用可能であるとしても、「第四百七十九條」に該当する心神喪失状態にある死刑確定者への違法な執行命令に対する異議申立が事実上可能かどうかは、当該死刑確定者またはその法定代理人もしくは保佐人へ執行の告知がなされてから執行に至るまでの状況に大きく左右されると思料するところ、右告知は、いつ、どこで、誰によつて、どの様に行われるのか明らかにされない。

六 刑事訴訟規則第二百九十五條には「裁判の執行についての異議の申立は、書面で行なうなければならない。」と規定されているが、「第四百七十九條」に該当する心神喪失状態にある死刑確定者またはその法定代理人もしくは保佐人が、違法な執行命令を受けてから実際に執行がなされるまでの間に、右にある異議申立のための文書を作成することは、事実上可能であるか。森英介法務大臣の見解を示されたい。

七 死刑確定者またはその法定代理人もしくは保佐人に対して執行の告知がなされ、右の者が「第五百二條」に基づき異議申立を行った場合、裁判所が当該異議申立を精査し、判断を下すまでの間、その執行手続きはどの様に推移するのか説明されたい。

八 過去に「第五百二條」に基づき死刑確定者またはその法定代理人もしくは保佐人が異議申立を行ったという事例はあるか。あるのなら、当該

死刑確定者が特定されない範囲で、その人数、時期、申立の内容並びに結果を明らかにされたらいい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一三五号
平成二十一年二月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出刑事訴訟法第四百七十九條に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出刑事訴訟法第四百七十九條に関する再質問に対する答弁書

一について
法務大臣から死刑の執行を停止する命令があつたときに、これを死刑確定者本人に通知することを定めた規定はない。

二について
お尋ねのような事例は把握していない。

三及び四について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第五百二條の「執行に関し檢察官のした処分」については、一般に、檢察官が同法の規定に基づいてする裁判の執行に関する処分をいい、死刑の執行に関する処分も含むものと解されている。

五について
一般的な取扱いとして、死刑確定者本人に対する執行の告知は、当日、刑事施設の長が、執行に先立ち行っている。

六について
刑事訴訟法第四百七十九條第一項の規定により、死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるときは、法務大臣の命令によつて執行を停止することとされており、心神喪失の状態にある者について執行命令がなされることはない。

七について
お尋ねのような異議の申立ては、一般に、刑の執行を停止する効力を有しないと考えている。

八について
お尋ねのような事例は把握していない。

平成二十一年二月十八日提出
質問 第一三六号

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する第三回質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一七一第六四号)を踏まえ、再度質問する。

一 平成十五年十一月に開催された竹島・北方領土返還要求運動島根大会(以下、「大会」という。)には外務省職員を出席させているのに、昨年二月二十二日、「竹島の日」に島根県が主催して行われた記念式典(以下、「記念式典」という。)には、政府として職員を参加させる等の関与を何もしていないことにつき、「前回答弁書」では「外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、『政府の対応は矛盾しており、説明がつかない』との御指摘は当たらないものと考える。」との答弁がなされているが、「大会」も「記念式典」も同様に島根県が主催している会合であるのにも関わらず、前者には外務大臣はじめ然るべき大臣、政府職員が出席している一方、後者には誰も出席しないという政府の対応が、何をもって右答弁にある様に、「必要な施策を実施してきており、『政府の対応は矛盾しており、説明がつかない』との御指摘は当たらないものと考える。」と言えるのか説明されたい。

二 本年二月十日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七第一八〇号)では、「お尋ねについて、確定的にかつ網羅的にお答えすることは困難であるが、政府部内で確認した範囲では、平成十八年、平成十九年及び平成二十年の御指摘の式典について、外務大臣、農林水産大臣、水産庁長官及び外務省アジア大洋州局長に対し

て案内がなされており、これらの案内に対しては、国会会期中であったこともあり、欠席する旨回答している。」と、平成十八年から二十年の「記念式典」に大臣はじめ政府職員が出席しなかった理由に、「記念式典」が開催された時期が国会会期中であったことが挙げられている。

「大会」が開催された平成十五年十一月十五日も、第一五八回特別国会が開会中であつたと承知するが、同じく国会会期中に行われたものであるのにも関わらず、「大会」には大臣はじめ政府職員が出席し、「記念式典」には出席しなかった理由は何か。

三 昨年十一月二十日に内閣府より「北方領土問題に関する特別世論調査」の結果が公表されたが、これまでの答弁書で、竹島問題については政府として世論調査を行っていないことが明らかにされている。前回質問主意書で、再度政府として竹島問題についての世論調査を行わない理由を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十一年一月二十七日内閣衆質一七第一三三三号)八から十までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁にある先の答弁書の内容とは「先の答弁書(平成二十年十二月二十四日内閣衆質一七〇第三四八号)一及び二について述べたとおり、政府としては、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討し、必要な施策を実施してきており、政府に

おいて確認した範囲では、『北方領土問題に関する特別世論調査』と同様の世論調査を行ったことはなく、また、現時点でそのような世論調査を行う予定はない。」というものであるが、右は端的に言えば、政府として竹島問題解決に向け、日頃から有効な方策を不断に検討し、必要な施策を実施してきているので、同問題に関する世論調査を行い、同問題に対する国民世論を把握する必要はないと考えているということか。

四 前回質問主意書で、政府として、竹島問題についてこれまで何らかの形で世論調査を行ったことはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては網羅的かつ確定的にお答えすることは困難であるが、例えば、外務省がこれまで行った非公表の世論調査において、竹島問題に関する設問が含まれているものはある。」との答弁がなされているが、右答弁にある様に、外務省が非公表という形で竹島問題に関する設問を含む世論調査(以下、「非公表の世論調査」という。)を行ったのはなぜか。

五 「非公表の世論調査」が行われたのはいつか。

六 「非公表の世論調査」の対象、具体的な実施方法、実施に係った費用並びにその予算項目をそれぞれ明らかにされたい。

七 「非公表の世論調査」における竹島問題に関する設問の内容はどのようなものか。

内閣衆質一七一第一三六号
平成二十一年二月二十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する第三回質問に対する答弁書
〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する第三回質問に対する答弁書
一 について
先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第一六四号)三及び四についてでお答えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきていること等から、「政府の対応は矛盾しており、説明がつかない」との御指摘は当たらないものと考える。

二 について
先の答弁書(平成二十一年一月二十七日内閣衆質一七一第一三三三号)六について等でお答えしたとおりである。

三 について
先の答弁書(平成二十一年一月二十七日内閣衆質一七一第一三三三号)八から十までについてでお答えしたとおり、政府としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和

的解決を図る上で有効な方策を不断に検討し、必要な施策を実施してきていること等から、現時点で「北方領土問題に関する特別世論調査」と同様の世論調査を行う予定はない。

御指摘の世論調査については、外交政策の企画及び立案の参考とするため、不特定多数の国民を対象に、電話聴取方式により実施したものであるが、これ以上の詳細については、御指摘の世論調査が非公表を前提として実施されたものであることから、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年二月十九日提出
質 問 第 一 三 七 号

最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する
再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一〇六号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、最高裁判所長官、判事の最高裁判所裁判官(以下、「最高裁判官」という。)に対し衆議院議員総選挙の際に行われる国民審査(以下、「国民審査」という。)について、その意義、目的等は国民に十分浸透しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「総務省に

おいては、従来より、衆議院議員総選挙に際し、最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)の投票方法のほか、その意義、目的等についても、啓発用パンフレット、ホームページなどの広報媒体を活用した啓発を行い、制度の周知徹底に努めているところである。」との答弁がなされている。では、右答弁にある、総務省による「国民審査」についての周知徹底は、十分な成果を上げているか。総務省の見解如何。

二 前回質問主意書で、現在国民が「国民審査」により「最高裁判官」を審査する際、判断基準とするべく、どのような情報が示されているかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、国民審査のための国民の判断材料の一つとして、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第五十三条の規定に基づき、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関し参考となるべき事項を掲載した審査公報が、都道府県の選挙管理委員会から国民審査ごとに発行されているところである。」との答弁がなされているが、右答弁にある「その他審査に関し参考となるべき事項」とは具体的にどのようなものか説明された。三 前回質問主意書で、現在国民が「国民審査」により「最高裁判官」を審査する際、十分な判断基準となり得る情報は示されているかと問う

たところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、二について述べた審査公報による基本的な情報のほか、国民が普段から目にする最高裁判所の裁判官や裁判に関する日頃の報道等も併せて判断材料とされることにより、最高裁判所裁判官がその職責にふさわしい者であるか否かについて適切に判断されているものと考えている。」との答弁がなされている。政府、特に総務省として、「国民審査」により国民が「最高裁判官」個々人の適性が適切に判断されていると認識している根拠を示されたい。「前回答弁書」にある「審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関し参考となるべき事項を掲載した審査公報」をもつて、果たしてどれだけの国民が、右答弁にある様に「最高裁判官」がその職責にふさわしい者であるか否かについて適切な判断を下しているか、政府、特に総務省は把握しているのか。

四 前回質問主意書で、「国民審査」を行う際、各種選挙における候補者の経歴放送の様に、それぞれの「最高裁判官」の経歴や過去の業績等を広報する等の方法により、国民により多くの、十分な判断基準となり得る情報を示すべきではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「審査公報には二について述べた事項が掲載されることとなっているが、これに加えて御指摘のような『それぞれの「最高裁判官」の経歴や過去の業績』等を御指摘のような方法により重ね

て都道府県の選挙管理委員会等が示すことについては、これによりどの程度の費用対効果が期待されるのか、また、衆議院議員総選挙の選挙運動と同時に実施されることにより国民に混乱を生じさせないか等の観点から、慎重に検討する必要があると考えている。」との答弁がなされている。現行の「国民審査」の広報にどれだけの費用がかかっているのか説明されたい。

五 四の費用は、費用対効果の面から見て、十分な効果を上げていると総務省は認識しているか。

六 「国民審査」を行う際に、各種選挙における候補者の経歴放送の様に、それぞれの「最高裁判官」の経歴や過去の業績等を広報する等の方法を実施することについて、これまで総務省として、右の費用対効果及び衆議院議員総選挙の選挙運動との関連等に関し、具体的な検討を行ったことはあるか。

七 「最高裁判官」は内閣が指名し、天皇陛下から任命を受ける、または内閣が任命し、天皇陛下から認証を受ける者であり、また三権分立を旨とする我が国において、司法の最高地位を占める者である。その立場は極めて重いうえに、国民が幅広くその地位の重要性についての認識を深めることを可能とするためにも、テレビ等の媒体で経歴放送を実施すべきであると考え、総務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第一三七号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する再質問に対する答弁書

一について

最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)については、従来より、衆議院議員総選挙と併せ、その啓発を行ってきたところであり、国民にも広く認識されているものと考えている。

二について

お尋ねについては、例えば、第二十回国民審査における審査公報では、国民審査に付される裁判官の信条、心構え、趣味などが掲載されている。

三について

国民審査は、内閣の意思に基づき、既に天皇又は内閣によって任命された最高裁判所裁判官を罷免すべき否かを国民が決定する制度であるから、最高裁判所裁判官がその職責にふさわしい者であるか否かについて国民が判断するに当たっては、都道府県の選挙管理委員会が発行

する審査公報による基本的な情報のほか、国民が普段から目にする最高裁判所の裁判官や裁判に関する日頃の報道等も併せて判断材料とされるものと考えている。

なお、このようなことから、審査公報をもって「果たしてどれだけの国民が、右答弁にある様に「最高裁判所裁判官」がその職責にふさわしい者であるか否かについて適切な判断を下せているか」について把握することは困難である。

四について

第二十回国民審査における審査公報発行費の決算額は、四億四千八百七十六万五千二百三十三円である。

五について

審査公報は、これまで国民審査ごとに発行されているところであり、国民審査のための国民の判断材料の一つとして定着し、活用されているものと考えている。

六について

国民審査については、都道府県の選挙管理委員会が発行する審査公報による基本的な情報のほか、国民が普段から目にする最高裁判所の裁判官や裁判に関する日頃の報道等も併せて判断材料とされることにより、最高裁判所裁判官がその職責にふさわしい者であるか否かについて適切に判断されているものと考えていることから、総務省として御指摘について具体的な検討を行ったことはない。

七について

先の答弁書(平成二十一年二月十七日内閣衆質一七一第一〇六号)四についてでお答えしたとおりである。

平成二十一年二月十九日提出
質問 第一三八号

平成二十一年「北方領土の日」に関する再質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十一年「北方領土の日」に関する再質問
問主意書

問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一〇七号)を踏まえ、再質問する。

一 「北方領土の日」に当たる本年二月七日、東京都千代田区九段下で行われた北方領土返還要求全国大会(以下、「大会」という。))について、前回質問主意書で、「大会」の開催に当たり、政府、特に外務省と内閣府はどのような関係、協力を果たしたかと問うたところ、「前回答弁書」では「内閣府としては、御指摘の行事を主催する『北方領土返還要求全国大会実行委員会』の構成員として、当該行事の実施に必要な業務を行ったところである。」との答弁がなされているが、右答弁にある「当該行事の実施に必要な業務」とは具体的にどのようなものか説明された。

二 前回質問主意書で、例えば「われらの北方領土」二〇〇七年版二十頁に記述がなされている

様に、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応するというのが、北方領土返還に向けた政府の基本方針(以下、「政府基本方針」という。)であると承知するが、「大会」の主催者側に対して「政府基本方針」の説明を行っているかと問うたところ、「前回答弁書」では「北方領土問題に関する我が国の立場については、従前から説明しているところである。」との答弁がなされている。右答弁は、「大会」開催以前に、司会者の三遊亭金八氏、大会実行委員長の本田徹氏はじめ、「大会」関係者に「政府基本方針」の説明を行ったという意味か。確認を求め

三 二で、説明を行っているのならば、その日にち並びに説明を行った政府側の人物の官職氏名を明らかにされたい。

四 三の説明を行ったことで、司会者の三遊亭金八氏、大会実行委員長の本田徹氏はじめ、「大会」関係者から「政府基本方針」に対する十分な理解を得られたと政府は認識しているか。

五 前回質問主意書で、司会者の三遊亭金八氏、大会実行委員長の本田徹氏が挨拶の中で、北方領土返還に関して「即時一括返還」や「一括返還」という文言を用い、北方四島の一括返還が国民の願いである旨の話をしていたことについて、右はどのような意味を持ち、それぞれ具体的にどのような方法による、北方四島の我が国への返還を意味していると政府、特に外務省と内閣府は

認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、当該発言の具体的な意味についてお答えする立場にない」との答弁がなされている。「大会」の実行委員会には内閣府が構成員として参加し、政府として「大会」には密接な関与を行っているところ、「大会」における主催者側の発言の意味について答える立場にないとする政府の見解は筋が通らないと考えるが、政府がその様に考えるのはなぜか。

六 「前回答弁書」には「当該発言は政府の基本的方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。」との答弁がなされているが、司会者の三遊亭金八氏、大会実行委員長の本田徹氏が、北方四島の返還を強く願っていることは当方も重々承知しており、当方もそう願っている者の一人である。しかし、北方四島の「即時一括返還」とは、即ち「歯舞、色丹、国後、択捉の四島を全て今すぐ同時に返す」という意味であり、「北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する」という「政府基本方針」とは明らかに異なるのではないか。政府、特に外務省と内閣府の見解如何。

七 「大会」という国内外のマスメディアに注目され、我が国固有の領土である北方領土の返還を実現するための国民世論の喚起に極めて重要な役割を果たしている会合においては、主催者側に「政府基本方針」の周知徹底を図り、足並みを揃えるべきであり、そのことによってロシア側にも北方領土返還を願う我が国民の強い総意が伝わるものと考えているが、政府、特に外務省と内閣府の見解如何。

内閣衆質一七一第一三八号
平成二十一年二月二十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年「北方領土の日」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年

「北方領土の日」に関する再質問に対する答

弁書

一 について

お尋ねの業務とは、来場者や報道機関の受付、誘導等である。

二から四まで及び七について

前回答弁書(平成二十一年二月十七日内閣衆質一七一第一〇七号)二についてでお答えしたとおり、政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本方針(以下「政府の基本的方針」という。)を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件について

は柔軟に対応するという考えであり、このような点も含め、北方領土問題に関する我が国の立場については、平成二十年十二月九日に主催者である北方領土返還要求全国大会実行委員会の幹事会において、内閣府の白石新市北方対策本部調査官その他同本部職員と他の出席者相互で確認をしている。

五及び六について

政府としては、御指摘の者が行った発言の具体的な意味について確定的に申し上げることができないことから、お答えする立場にない旨を前回答弁書四から六までについてでお答えしたものであるが、当該発言は政府の基本的方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。

平成二十一年二月十九日提出
質問 第一三九号

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問主意書
意見

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第九二号)を踏まえ、質問する。

一 昨年九月、広島県江田市にある海上自衛隊の特殊部隊「特別警備隊」隊員を養成する第一術科学校の特別警備課程において、一人で十五人を

相手にする格闘訓練を受けていた男性三等海曹が意識不明になり、約二週間後に死亡した事件(以下、「三等海曹死亡事件」という。)が発生したことについて、「前回答弁書」では「御指摘の海上自衛隊における死亡事案については、引き続き海上自衛隊地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続き行われているところである。」と、「三等海曹死亡事件」が発生して五カ月の月日が経過した今も、未だ海上自衛隊の事故調査委員会による調査と、海上自衛隊警務隊による捜査が完了していないことが明らかにされている。「三等海曹死亡事件」に係る調査及び捜査にかくも時間がかかるのはなぜか。

二 前回質問主意書で、防衛省として三等海曹のご遺族に対し、精神的なケア等の対応をとっているかと問うたところ、「前回答弁書」では「防衛副大臣が、平成二十年十一月十一日に御遺族を訪問し、謝罪したところであるが、お尋ねの対応については、御遺族との関係にかんがみ、明らかにすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、防衛省が右を明らかにできない理由は何か。当方は三等海曹のご遺族のプライバシーに関することは何も問うておらず、ただ防衛省の対応のあり方のみを問うているだけであるが、防衛省が三等海曹のご遺族に対する対応について説明できないとする理由を明らかにされたい。

三 「前回答弁書」に「現時点で、公務上の災害に対する補償は行っていない。」とある様に、大切な家族を亡くしたのにも関わらず、三等海曹のご遺族に対して公務上の災害に対する補償が行われていない。「三等海曹死亡事件」に係る調査及び捜査が終了していても、二の答弁にある様に防衛副大臣が昨年十一月十一日にご遺族に謝罪したということは、三等海曹の死亡は防衛省に責任があると認めたことに他ならないと考える。右の調査及び捜査は別として、三等海曹のご遺族に対して一日も早く然るべき補償をするべきではないのか。防衛省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第一三九号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問に対する答弁書
一について

御指摘の海上自衛隊における死亡事案について

では、当該事案の解明に向けて、引き続き厳正に海上自衛隊呉地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続き行われているところである。

二について

お尋ねの対応については、適切に実施しているが、御遺族への配慮等の観点から、明らかにすることは差し控えたい。

三について

隊員が死亡した場合の公務上の災害の認定については、当該死亡した隊員の公務と死亡との間に相当因果関係が認められる必要がある。御指摘の海上自衛隊における死亡事案については、現在、死亡に係る事実関係の調査及び捜査が行われているところであるため、現時点で、公務上の災害に対する補償は行っていないが、調査等の結果も踏まえ、適切に対処してまいりたい。

平成二十一年二月十九日提出
質問 第一四〇号

平成二十一年二月十八日の日口首脳会談に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

平成二十一年二月十八日の日口首脳会談に関する質問主意書

平成二十一年二月十八日にユジノサハリンスク

で開催された日口首脳会談（以下「今回の会談」という。）が日口両国の相互理解と平和条約締結に向けた意義あるものであったかは国益に係わる重大事である。よってその開催までのいきさつとその内容について問う。

一 今回の会談の開催についてはそもそもどちら側からの働きかけがあったのか。また開催地、日時の設定についてはそれぞれどちらからの働きかけがあったのか回答を求める。

二 旧ソビエト連邦はサンフランシスコ講和条約に署名しておらず現在でもサハリンや北方四島を除く千島列島の帰属は日本とロシアの間で決していないと考えるが政府の見解如何。帰属が未決とするならば国際法上はロシア政府に対し日本としてこれらの領土の領有を主張できると考えるが政府としては領有を主張する考えはないのか見解を問う。帰属について既決とするならばどういう条約で既決となったのか。旧連合国である米国、英国等との条約締結をもつて締結していない他国との領土問題が既決であるとする根拠を問う。

三 今回の会談の場所について問う。旧日本領でもあり、日口間で領土問題が未決であるとする考えのあるユジノサハリンスクに日本の総理が訪問することに問題はないのか見解を問う。政府内でそういった議論がなかったのか会談場所決定までの経緯を問う。そもそもユジノサハリンスクに総領事館を設置することも領土問題について日本の権利放棄を意味することになるのか

ではないかと懸念するが政府の見解を問う。

四 今回の会談後に総理が記者団に語ったとされる「向こうが二島、こっちが四島では進展しない」との発言は平成十八年九月に記者会見で同様の発言をしたり、また平成十八年の衆議院外務委員会で「択捉島の約二十五パーセントを残し三島にくつつけると五十、五十の比率になる」と発言したりするなど総理の持論とも考えられるが総理の個人的な持論なのか政府としての見解なのかを問う。この発言はこれまでの政府方針と異なると理解するが見解如何。また総理個人の持論であるとするならば総理が政府見解と異なる個人的持論をロシアに発信することの妥当性如何。間違ったメッセージを発信することは国益を損ねることもあると考えるが政府の見解如何。

五 本年一月二十七日に国後島において日本の人道支援物資を届けるために上陸しようとした日本人に対しロシア側が出入国カードの記入を求め、結果として二十九日早朝に根室に引き返すことになった件について問う。ロシアの出入国カードにおける「ロシア連邦への入国と出国」との記載の有無を問う。このカードに記入することとはロシア外務省が談話で表明した「ごくささやかな必要性に起因するものであり、たとえ記入しても日本の方針・立場が変化したものとは受け止めない」との理解は国際的な外交上の理解として一般的ではないと解するが見解を問う。今回の会談においてこの問題の解決に向け

どのような理解と合意がなされたのか問う。また今後とも出入国カードの記入をロシア側が求める以上は人道支援助物資の輸送を含めいわゆる「ビザなし交流事業」として北方領土への上陸を試みることは無いのか見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七一第一四〇号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年二月十八日の日口首脳会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出平成二十一年二月十八日の日口首脳会談に関する質問に対する答弁書

一について

本年一月二十四日に行われた麻生内閣総理大臣とメドヴェージェフ・ロシア連邦大統領との間の電話会談において、メドヴェージェフ大統領から、二月中旬にサハリンで行われるLNGプラントの稼働を記念する式典に麻生内閣総理大臣を招待したい、式典の際に、別途、麻生内閣総理大臣との間で二国間のすべての問題について話し合いたいとの申出があった。

二及び三について

我が国は、日本国との平和条約(昭和二十七年

年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。)に基づき、千島列島及び我が国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等(以下「南樺太」という。)に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、その帰属についての見解を述べる立場にない。

また、政府としては、サンフランシスコ平和条約は、これらの地域の最終的な帰属について規定しておらず、その最終的な帰属は未定であるとの立場であるが、これらの地域については、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びロシア連邦が継続的に現実の支配を及ぼしており、これに対してロシア連邦以外のいかなる国家の政府も領有権の主張を行っていない。

以上を踏まえ、麻生内閣総理大臣がサハリンを訪問したこと、また、在ユジノサハリンスク総領事館を設置したことは、南樺太の法的地位に影響を及ぼすものではなく、問題ないと考えている。

四について

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えである。御指摘の麻生内閣総理大臣の発言は、このような考えを踏まえたものである。

五について

御指摘の「出入国カード」には、ロシア連邦への到着や出発といった趣旨の記載がある。

我が国としては、我が国固有の領土である北方四島がロシア連邦により不法占拠され続けている現状において、我が国の国民が、ロシア側の一方的な措置に従って、「出入国カード」を提出する等、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国固有の領土である北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないものと認識しており、また、我が国民による「出入国カード」の記入をもって我が国の立場が変化したとはみなさないとしたロシア側の説明は受け入れることはできない。今後とも、このような形で北方四島に入域することは考えていない。

本年二月十八日にサハリンで行われた日露首脳会談において、麻生内閣総理大臣及びメドヴェージェフ大統領は、四島交流等は信頼醸成の観点から重要であり、お互いに継続していく意向であることを確認した上で、友好的かつ建設的にこの問題を解決させるべく事務方に至急作業させることで一致した。

平成二十一年二月十九日提出
質問 第一四一 号
介護報酬改定に関する質問主意書

提出者 山井 和則

介護報酬改定に関する質問主意書

一 今年四月から実施される三%の介護報酬引き上げでは、介護職員の賃金は平均いくら上がる見込みか。また、三%の介護報酬引き上げによる賃金引き上げは何月頃から反映されると見込んでいるのか。四月からの介護報酬三%引き上げ分はいつ頃事業者に支給される見込みか。

二 昨年一〇月三〇日の首相官邸における発表資料では「介護報酬 月二万円アップ」と記載しているが、一において、介護職員の賃金は平均いくら上がるかわからない場合、何らかの目途や見通しもないのか。

三 今年四月から実施される三%の介護報酬引き上げでは、せめて五〇%以上の職員の賃金は上がるの見込んでいるのか。それとも五〇%も上がらないと見込んでいるのか。

四 今回の介護報酬三%引き上げによって、賃金が月二万円アップされない場合、三%引き上げによって事業者に支給された介護報酬は賃金引き上げではなく、具体的にどのようなに使われると見込んでいるのか。

五 今回の介護報酬改定で三%引き上げをしなかった場合、二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度はそれぞれ何人の介護職員(常勤・非常勤全て含む)が増える見通しか。また、常勤換算した場合はそれぞれ何人が併せてお答えいただきたい。

六 今回の介護報酬三%引き上げによって、二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度はそれぞれ

七 今回の介護報酬三%引き上げ及び厚生労働省が実施する予定の介護人材確保施策によって、二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度はそれぞれ何人の介護職員が増える見通しか。常勤換算でも併せてお答えいただきたい。

八 昨年一〇月三〇日の首相官邸における発表では、「介護人材を二〇万人確保」とあるが、これはいつまでに確保する見込みか。また、常勤換算なのか、非常勤職員も含んだ延べ人数なのか。

九 今回の介護報酬三%引き上げによって、二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度の介護給付費及び介護保険の総事業費はそれぞれいくらになると見込んでいるのか。

一〇 今回の介護報酬三%引き上げによって、支給限度額まで利用している人のサービスは減るのか、減らざるを得ないのか。サービスを減らざるを得ない人は何人いると見込んでいるのか。

一一 今回の介護報酬三%引き上げによって、利用者の自己負担は全国平均一人当たりいくらかの見込みなのか。二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度について、それぞれお答えいただきたい。また、利用者の自己負担の総額はいくらかの見込みなのか。二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度について、それぞれお答えいただきたい。

一二 今回の介護報酬三%引き上げによって、介護保険料は全国平均でいくらか上がる見込みなのか。二〇〇九年度、二〇一〇年度、二〇一一年度について、それぞれお答えいただきたい。

一三 今回の介護報酬改定における地域加算の見直しによって（加算は含まず）、介護報酬が引き下げられる事業所は何箇所まで何%あるのか。

一四 今回の介護報酬改定における介護サービスごとの改定率はそれぞれプラスマイナスいくらか。それぞれのサービスについてお答えいただきたい。

一五 一四において、加算を含まない改定率はそれぞれいくらか。それぞれのサービスについてお答えいただきたい。

内閣衆質一七一第一四一号
平成二十一年二月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員山井和則君提出介護報酬改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出介護報酬改定に関する質問に対する答弁書

一について

介護従事者の賃金は、当該介護従事者の雇用形態、勤続年数、事業所の経営状況等を踏まえ、事業者と介護従事者との個々の雇用契約で

決められるものであることから、お尋ねの職員の賃金の上昇幅、上昇時期についてお答えすることは困難である。

また、平成二十一年四月に提供したサービスに係る介護報酬について、同年五月十日までに事業者が請求を行った場合、原則として同年六月末までに当該介護報酬が支払われることとなる。

二、三及び六について

厚生労働省としては、現時点で、お尋ねの目途や見込みをお答えすることは困難であるが、今後、介護従事者の給与水準の検証等を行うこととしている。

四について

厚生労働省としては、お尋ねの用途について具体的な見込みを立ててはいるわけではないが、施設改善等の費用に充てられることもあると考えられる。

五について

平成十八年十月時点の介護職員数を基に、各市町村で策定中の第四期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成二十年十月時点）を用いて、介護職員数の伸びが介護給付費の伸びと同率であると仮定して推計すると、介護職員数は、平成二十一年度に約百三十七万人、平成二十二年度に約百四十四万人、平成二十三年度に約百五十万人となる。

また、常勤換算による介護職員数は、平成二十一年度に約九十三万人、平成二十二年度に約

九十七万人、平成二十三年度に約百一万人となる。

七について

厚生労働省としては、お尋ねの点についての推計は行っていないが、今後、介護福祉士等養成施設の入学者への修学資金貸付けや潜在的有資格者等の再就業支援、離職者に対する介護分野における職業訓練の拡充等の施策を実施し、介護分野の人材確保を図ることとしている。

八について

御指摘の「二〇万人」という数字は、平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間における潜在的有資格者等の再就職支援等の施策の対象となるべき者について、非常勤職員を含めた実人員として推計したものである。

九について

平成二十一年度予算においては、同年度の介護給付費は約七・〇兆円になると見込んでいる。平成二十二年度及び平成二十三年度の各年度の介護給付費並びに平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度の介護保険の総事業費については、推計を行っていない。

一〇について

介護サービスを利用する者に提供されるサービスの量は、利用者の状況に応じて決まるものであることから、お尋ねのサービス量の変化について一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの人数についての推計も行っていない。

一について

お尋ねについてお答えするためには、個々の利用者の所得状況、各サービスの利用量等に基づいて推計を行う必要があるが、これらのデータを有していないため、そのような推計を行うことは困難である。

一二について

今回の介護報酬改定により、介護保険料は、平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間に、平均して月額約七十円の上昇となる見込みであるが、これは、介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する措置の効果を含めて行った推計に基づくものである。

一三について

平成十九年十二月審査分の介護給付費実態調査結果を踏まえると、今回の介護報酬改定により地域区分ごとの介護報酬の一単位当たり単価が下がる事業所数は七千五百十七であると見込まれるが、これは全サービス事業所の約四・七パーセントに当たる。

一四及び一五について

厚生労働省としては、介護サービスごとの改定率の計算は行っていない。

一、昨三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年一月の日韓首脳会談等における竹島問題の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書に

平成二十一年三月四日 衆議院会議録第十二号

おける竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出国家公務員の退職管理に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出介護人材確保対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する第三回質問に対する答弁書

平成二十一年二月二十日提出
質問 第一四二号

平成二十一年一月の日韓首脳会談等における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十一年一月の日韓首脳会談等における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書
「政府答弁書」(内閣衆質一七二第一〇二号)を踏まえ、質問する。

一 本年一月十二日に韓国の首都ソウルで、昨年十二月十三日に福岡県太宰府市で行われた、麻

議長長の報告

生太郎内閣総理大臣と李明博韓国大統領による日韓首脳会談(以下、「首脳会談」という。)につき、どちらの会談でも我が国固有の領土である竹島が韓国により不法占拠されている問題は取り上げられなかった理由について、これまでの答弁書では「御指摘の二つの会談においては、数多くの問題が扱われたこともあり、竹島問題は取り上げられなかった」との答弁が繰り返されている。先の質問主意書で、竹島問題は我が国の国家主権に関わる問題であり、他の数多くの問題の後回しにされる様な軽いものでは断じてないと考え、政府が右の様な答弁を繰り返すということは、要するに政府として「首脳会談」において竹島問題は重要課題ではないと認識しており、他の数多くの問題の方を優先し、竹島問題は後回しにしたということを示している」と理解して良いか、「首脳会談」において竹島問題は他の諸問題と比較し、重要度が劣っていたのかと問うたところ、「政府答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七二第一七号)二から六までについてでお答えしたとおり、御指摘の会談においては、竹島問題は取り上げられなかったが、政府としては、大韓民国に対し、累次にわたり竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきており、引き続きこの問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行っていく考えである。」と、やはり明確な答弁がなされていない。

日韓の首脳が相対する「首脳会談」において、我が国の国家主権が侵害されている竹島問題をな

ぜ取り上げなかったのか、なぜ他の問題を優先したのか、その理由を再度問う。

二 過去の答弁書で、「大韓民国による竹島の不法占拠に関し、政府は、同国に対し累次にわたり抗議等を行ってきたおり、例えば本年については、二月五日に行っているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、同国との関係もあり差し控えたい。」と、昨年二月五日に政府として韓国側に竹島問題について抗議を行ってことが明らかにされているが、右の日にちの抗議は、日本側の誰が韓国側の誰に対して、どの場で、どの様な機会において行われたのか、詳細に説明されたい。

三 先の質問主意書で、昨年二月五日以降、政府が韓国に対して、同国による竹島の不法占拠を抗議したのはいつか、その具体的日にち及び場所、抗議した政府の人物並びに抗議を受けた韓国側の人物の官職氏名、抗議の具体的内容等、詳細を説明されたいと問うたところ、「政府答弁書」では、「政府としては、大韓民国に対し、平成二十二年二月五日以降も含め、累次にわたり竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、同国との関係もあり差し控えたい。」との答弁がなされているが、政府が既に昨年二月五日という日にちを明らかにしておきながら、その後抗議した日にちを明らかに出来ないのはなぜか。
右質問する。

内閣衆質一七一第一四二号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年一月の日韓首脳会談等における竹島問題の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年一月の日韓首脳会談等における竹島問題の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第一七号)二から六までについてでお答えしたとおりである。

二について

先の答弁書(平成二十年三月二十八日内閣衆質一六九第一九五号)六及び七についてでお答えしたとおりである。

三について

先の答弁書(平成二十一年二月十七日内閣衆質一七一第一〇二号)二についてでお答えしたとおり、政府としては、大韓民国に対し、平成二十年二月五日以降も含め、累次にわたり竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきているが、これ以上の詳細について明らかにすることは、同国との関係もあり差し控えたい。

平成二十一年二月二十日提出
質問 第一四三号

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第六五号)を踏まえ、再度質問する。

一 我が国が抱える領土問題の一つである竹島に關し、フランスの出版社「アティエ」が中学生向け歴史教科書以下、「教科書」という。の次回の改訂版において、竹島の地図表記を独島と改める意向を示していることにつき、前回質問主意書で、外務省において、「教科書」の表記変更を最初に察知したのはどの部署かと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の教科書に関する報道については、平成二十年十一月十三日に在大韓民国日本国大使館が最初に承知した。」との答弁がなされている。在大韓民国日本国大使館(以下、「在韓国大使館」という。)はどの様にして「教科書」の表記変更を知ったのか説明されたい。

二 在フランス日本国大使館(以下、「在フランス大使館」という。)が「教科書」の表記変更を最初に知ったのはいつか。また、それをどの様にして知ったか。

三 「在フランス大使館」が、最初に「教科書」の表記変更を察知できなかったのはなぜか。

四 竹島問題を管轄する政府機関は外務省であり、「教科書」の表記変更についても、外務省が第一義的に担当するものであると史料するが、外務省の見解如何。

五 前回質問主意書で、「教科書」の表記変更を最初に察知した政府機関より、中曽根弘文外務大臣に報告が行われたのはいつか、その報告の後、中曽根大臣よりどのような指示が下されたかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号)一及び十二についてでお答えしたとおり、御指摘の教科書に関する報道について、外務大臣にも報告しているが、政府部内での検討内容等について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、差し控えたい。」との答弁がなされている。中曽根大臣から下された指示内容はじめ、政府部内での検討内容等について明らかにすること、で事務の遂行に支障を来すというのなら、「在韓国大使館」よりいつ中曽根大臣に報告がなされたのか、右一点のみ明らかにされたい。

六 前回質問主意書で、フランス以外の欧州の国において、「教科書」の表記変更と同様に、学校教育の場で使用する教科書における竹島の表記を独島へと変更する動きは見られるか、また、右について政府、特に外務省として何らかの情

報を有しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、外務省においては、竹島に関する不適切な表記等の確認に努めてきているところである。」との答弁がなされている。右答弁にある「竹島に関する不適切な表記等」とは、具体的にどのような内容のものを指すのか説明されたい。

七 これまで外務省が確認に努めてきた中で、六の「竹島に関する不適切な表記等」が見つかった事例はあるか。あるのなら、直近の事例三件を挙げ、それらに対して外務省がどのような対応をとったのか、詳細に説明されたい。

内閣衆質一七一第一四三号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣衆質

一七一第六五号)一から三までについてで
えしたとおり、在大韓民国日本国大使館が御指
摘の教科書に関する大韓民国における報道を最
初に承知したが、その他のお尋ねについては、
今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
等があり、お答えすることは差し控えたい。
四について

先の答弁書(平成二十年十月十四日内閣衆質
一七〇第六九号)二及び三についてで
お答えしたとおり、政府部内において、竹島に
関連する事務を担当する部局は、事務の具体的
内容に応じて様々であり、一概にお答えするこ
とは困難であるが、外務省において、御指摘の
教科書に関する報道についての情報収集等を行
っている。

六について
竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし
受け入れられない表記等である。
七について

お尋ねの「直近の事例三件」については、今
後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
等があり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年二月二十日提出
質問 第一 四 四 号

国土交通省所管の財団法人における職員旅行
費用の返還状況に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十一年三月四日 衆議院会議録第十二号

国土交通省所管の財団法人における職員旅
行費用の返還状況に関する質問主意書

国土交通省の所管法人であり、道路特定財源か
らの支出がなされている財団法人公共用地補償機
構を含む二十三の道路関係公益法人(以下、「道路
関係公益法人」という。)が、職員個々人の負担は
ほとんどなく、費用の大部分を「道路関係公益法
人」が負うという、社会通念から大きく外れた形
で職員旅行を行っていたことにつき、国交省内に
設けられた道路関係業務の執行のあり方改革本部
において昨年四月十七日に取りまとめられた最終
報告書では、同月十八日付で二〇〇三年度から二
〇〇七年度の五年間に行った職員旅行費用のうち、
法人負担分が五割を超えている場合は、旅行
費用総額から法人負担分を差し引いた額を自主的
に国庫に返還することを求めている。右「政府
答弁書」(内閣衆質一七〇第一四二号)を踏まえ、
質問する。

一 「道路関係公益法人」の職員旅行費用の返還期
限について、「政府答弁書」では、「前回答弁書(平
成二十年十月七日内閣衆質一七〇第四七号)五
から七までについて述べたとおり、国土交通
省としては、御指摘の最終報告書を踏まえ、平
成二十年度に、すなわち、平成二十一年三月三
十一日まで、国への寄附等を実施し真に公益
的な目的に活用するよう要請したところであ
る。」との答弁がなされているが、平成二十年度
末まで残り一ヶ月強となった本年二月二十日現
在、「道路関係公益法人」のうち、職員旅行費用

の返還を既に実施している法人はあるか。ある
のなら、その法人の名称を明らかにされたい。

二 本年二月二十日現在、「道路関係公益法人」の
うち、職員旅行費用の返還について拒否を表明
した法人はあるか。あるのなら、その法人の名
称を明らかにされたい。

三 「道路関係公益法人」のうち、仮に今年度内に
職員旅行費用の返還を実施できなかった法人が
出た場合、国交省として当該法人に対し、何ら
かの処分を含め、厳しい指導監督を行う考えは
あるか。
右質問する。

内閣衆質一七〇第一四四号
平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財
団法人における職員旅行費用の返還状況に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管
の財団法人における職員旅行費用の返還状
況に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

前回答弁書(平成二十年十月三十一日内閣衆
質一七〇第一四二号)一について述べた国へ
の寄附等の要請を行った十六法人のうち、財団
法人建設物価調査会、財団法人公共用地補償機

構、財団法人交通事故総合分析センター、財団
法人先端建設技術センター、財団法人道路新産
業開発機構、社団法人九州建設弘済会、社団法
人九州地方計画協会、社団法人近畿建設協会、
社団法人四国建設弘済会、社団法人中国建設弘
済会、社団法人中部建設協会及び社団法人日本
建設機械化協会においては、既に国への寄附等
を実施しており、これら以外の四法人において
は、今年度中に国への寄附等を行うために必要
な手続を実施しているところであると承知して
いる。

平成二十一年二月二十三日提出
質問 第一 四 五 号

国家公務員の退職管理に関する第三回質問主
意書

提出者 岡本 充功

国家公務員の退職管理に関する第三回質問
主意書

内閣衆質一七〇第一八一号(以下「先の答弁書」と
いう。)において答弁できていない点があり遺憾で
ある。なお本質問における渡り、改正法の定義は
平成二十一年一月十六日提出質問第二八号に準じ
るものとする。

一 先の答弁書において「厳しい批判があるもの
と認識している」という各府省の職員の再就職
について問う。押し付け的なあつせんと疑われ
る場合があることのみによって国民の厳しい批

判がある訳ではないと考えるが、一部の国家公務員の特権的な再就職の在り方について国民の厳しい批判があるとの認識はないのか答弁を求める。この場合の「特権的な」とは再就職に際して収入、勤務時間、役職などの勤務条件のいずれか一つでも平均的な収入、勤務時間、役職と比較して厚遇である職に就く場合、もしくは一般的な離職者がハローワークを通じて仕事を探す中、継続的に前記のような勤務条件の仕事があてがわれることを指す。

二 先の答弁書における二で「改めて閣議決定を行う必要はないと考えている」理由如何。総理は今年限りで再就職あつせんを廃止するのではなく、年内のものも含め「渡り」を認めないとしており、年末までの間は法令上は再就職あつせんができることになっているのは国会答弁に矛盾するのではないかと考えるが見解如何。あつせん承認の時期について問う。あつせんの承認は再就職決定過程のいつ行われるのか。最終的な決裁時であるとするなら本年度末退職予定者についてはすでに年内に再就職が決まっているケースも想定される。そのような場合は昨年のあつせんとして年度末退職者は再就職のあつせんを受けることになるのか答弁を求める。もし前記のような解釈で再就職あつせんを行うのであれば、退職日は平成二十一年一月一日以降である者であつせんを受けて平成二十一年一月以降に再就職予定である者の人数如何。その内訳を答弁書二八号の形式に沿った形で答弁を求める。

る。

三 先の答弁書において「調査を行うことは膨大な作業を要することからお答えすることは困難である」としているそれぞれの答弁について問う。国民の厳しい批判があることを認識しているのであれば、膨大な作業であってもその実態を確かめ、また改正法の効果を見定めるうえでも行うべきではないかと考えるが見解如何。それぞれの答弁を作成するにあたってどれだけの事務量が必要になるのか具体的に明示して困難さを理解してもらうべきであるとは考えないのか見解を問う。その上で改めて問う。先の答弁書で回答していない答弁の作成にはそれぞれどのくらいの時間と人が必要と考えているのか答弁を求める。手持ちの資料を軽く当たって、「作業が膨大となることから、お答えすることは困難である」という常套句で、手抜き答弁をするのではなく、答弁の延長も承認するので誠実な答弁をお願いする。それでも答えられない場合は、今後、調査を実施するのか否かもそれぞれについて回答を求める。あわせて質問番号を束ねて、難な答弁をするのではなく、質問番号ごとに誠意をもった答弁を頂くよう強くお願いする。

四 そもそもどのような調査が膨大な作業と政府では定義しているのか。手抜きしたいためとの理由はもちろんのこと、都合が悪い質問だと膨大な作業だと言って答弁を回避することは許されないと考える。今後の質問主意書の在り方を

含め参考にする意味からも明快な答弁を求める。右質問する。

内閣衆質一七一第一四五号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出国家公務員の退職管理に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出国家公務員の退職管理に関する第三回質問に対する答弁書

一について

国家公務員の再就職については、それがお尋ねの「特権的」なものであるか否かにかかわらず、国民の目から見て押し付け的と思われるようなあつせんを伴うものに対して国民からの厳しい批判があるものと認識している。

二について

いわゆる「わたり」のあつせんを承認しない旨の本会議での内閣総理大臣答弁は、政府の方針として表明したものであることから、改めて閣議決定等を行う必要はないと考えている。この方針は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項において、再就職のあつせんを行う場合には内閣総理大臣の承認を要件

としていることを前提に、いわゆる「わたり」のあつせんの承認を行わないこととするものであり、法令と矛盾するものではないと考えている。

お尋ねの「最終的な決裁時」の意味が必ずしも明らかではないが、改正法附則第五条第一項の承認は、いわゆるあつせんを行う前にあらかじめ得なければならないものであり、改正法施行後平成二十一年二月二十五日現在までに当該承認の申請は出されていない。

三について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百六条の二においては、各府省による役職員又は役職員であつた者の営利企業等への再就職のあつせんを禁止しており、同条においては衆議院議員岡本充功君提出国家公務員の退職管理に関する再質問主意書(平成二十一年二月三日提出質問第八一号。以下「先の質問主意書」という。)七における調査対象の「官公庁」は規制の対象外となっており、また、先の質問主意書八及び九における調査対象の再就職のあつせん回数並びに先の質問主意書十における調査対象の在職中の懲戒処分の有無は区別されていないことから、お尋ねの調査については、後述のとおり膨大な作業を要するところ、必ずしも国家公務員法の効果を見定めるものではないことから、現時点では調査を行う予定はない。

また、お尋ねの調査については、次に掲げる理由により、膨大な作業を要し、相当の時間と

人員が必要となることから、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の規定に従い、また、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意等を踏まえ、「調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である」と答弁したものである。

1 先の質問主意書七については、過去すべての国家公務員退職者を対象として、平成十八年から平成二十年までの間において、各府省が国の組織(審議会等を含む)、地方公共団体、特定独立行政法人等のすべての官公庁に対して国家公務員退職者に関する情報提供を行った事実及び再就職した事実の調査も必要となること。

2 先の質問主意書八及び九については、過去すべての国家公務員退職者を対象として、平成二十年末時点において常勤、非常勤は問わず勤務しているすべての者を確認する必要があること。

3 先の質問主意書十については、過去すべての国家公務員退職者を対象として、在職期間中の懲戒処分の有無を確認した上で、過去にさかのぼってその再就職についてあつせんの有無を調査する必要があること。

四について
政府としては、お尋ねの「膨大な調査」について、一律の定義はしておらず、個別具体的な事情を踏まえて判断しているところである。

平成二十一年二月二十三日提出
質問 第一四六号

介護人材確保対策に関する質問主意書

提出者 山井 和則

介護人材確保対策に関する質問主意書

一 政府は昨年一〇月三〇日の緊急経済対策で発表した一〇万人をはじめ、その後追加八万人の介護人材確保対策を発表した。政府が介護人材確保対策として雇用確保するのは何人か。発表した時期ごとの人数及び合計何人に対して対策を行う予定なのかお答えいただきたい。
二 一における対策は、いつからいつまでの何年間で雇用確保する予定か。
三 一に掲げた人数の根拠をお答えいただきたい。

四 三の人数を雇用確保するために、どのような施策を行うのか。行う施策すべてを列挙し、それぞれについて人材確保数と予算を教えてください。

五 昨年一月二八日の社会保障審議会介護給付費分科会の資料4には「介護従事者の能力に応じた給与を確保するための対応を行う必要がある」とあるが、「介護従事者の能力に応じた給与」とはどのようなものを指すのか、全国平均でいくらくらいが妥当と考えているのか。また、現状では介護職員の給与が平均いくら足りないか、認識しているのか。全国平均でどの程度の賃金改善を見込んで介護報酬を三%引き上げたのか。

たのか。

六 政府は現在、介護職員が足りないと認識しているのか、足りていると認識しているのか。また、介護職員が足りないと認識しているならば、何人足りないかと認識しているのか。

七 三%の介護報酬引き上げで介護労働者の待遇改善は十分だと考えているのか。

八 今回の三%の介護報酬引き上げで、介護職員の月給は一人あたりで平均いくら上がると見込んでいるか。

九 舛添厚生労働大臣は、一人あたり平均月二万円引き上げると明言しているが、介護報酬三%引き上げで、その約束は実行できるのか。
右質問する。

内閣衆質一七一第一四六号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出介護人材確保対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出介護人材確保対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、昨年十月三十日に決定された「生活対策」及び同年十二月九日に決定された「新たな雇用対策」においては、平成二十一年度

から平成二十三年度までの三年間にこれらの決定に盛り込まれた施策の対象となるべき者の数を約十八万人と推計し、介護人材の増強を推進することとしたものである。

三及び四について

一及び二について述べた施策の具体的内容及び施策の対象となるべき者の数については、次のとおりである。

① 介護福祉士等養成施設の入学者への修学資金貸付け 約二万人

② 潜在的有資格者等の再就業支援 約五万九千人

③ 介護業務の未経験者を雇い入れた事業主に對する助成 約二万四千人

④ 介護分野等における職場体験の機会の提供 約四万三千人

⑤ 離職者に対する介護分野における職業訓練の拡充 約三万七千人

また、今年度補正予算及び平成二十一年度予算においては、これらの施策に係る予算額として、①について約三百二十億円、③について約六十一億円、⑤について約五十六億円を計上しているところである。また、②及び④については、総額約二百五億円を計上している事業の一部として、施策を実施することとしている。

五及び六について

お尋ねの「介護従事者の能力に応じた給与」については、介護福祉士等の資格の有無や実務経

驗等に着目した給与を意味するものである。

また、介護従事者の賃金は、当該介護従事者の雇用形態、勤続年数、事業所の経営状況等を踏まえ、事業者と介護従事者との個々の雇用契約で決められるものであることから、お尋ねの介護職員の給与の妥当な水準、給与の不足額及び介護報酬改定による賃金の上昇額の見込みについてお答えすることは困難である。

六について

厚生労働省としては、個々の事業所が、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)上最低基準として定められた配置人員数を超えて、必要と考える介護職員の数については、その事業所の経営方針やサービス提供の方針等によるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

七について

厚生労働省としては、今回の介護報酬改定において、介護従事者の処遇の改善に結びつくよう介護報酬の三・〇パーセントの引上げを行うとともに、介護従事者の雇用管理改善に取り組む事業者に対する支援等を実施し、より一層の介護従事者の処遇改善を図ることとしている。

九について

舛添厚生労働大臣は、先の答弁書(平成二十一年十二月二日内閣衆質一七〇第二七〇号)一についてでお答えしたとおり、仮に平成二十一年度における介護報酬の引上げ分すべてを常勤換算で約八十万人と見込まれる全国の介護職員の

給与に充てれば一人当たり月額二万円を超える水準となるということ述べているのであって、御指摘のような趣旨の発言をしているわけではない。

平成二十一年二月二十三日提出
質 問 第一 四 七 号

政府代表に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府代表に関する質問主意書

一 政府代表の定義如何。

二 政府代表の法令上の根拠如何。

三 政府代表は国家公務員法、または外務公務員法上の守秘義務を負うか。

四 政府代表は外交官旅券を有するか。

五 政府代表は内閣総理大臣の特命を受けるものと承知するが、その特命の内容を外務大臣に対して秘匿できる立場にあるか。外務大臣より、その特命の内容の照会を受けた際、それを秘匿することは可能か。

右質問する。

内閣衆質一七一第一四七号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府代表については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第十一号に規定されており、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第二条第三項において、「日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付与された者をいう」と規定されている。

三について

外務公務員法第四条第一項において、国家公務員法第百条第一項の規定は、政府代表に準用するとされている。

四について

政府代表が国の用務により渡航する場合には外交旅券の発給を受けることがある。

五について

御指摘の「特命」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

平成二十一年二月二十三日提出
質 問 第一 四 八 号

前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する質問主意書
本年二月十三日と十四日、先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議(G7)に出席すべくイタリアのローマに滞在した中川昭一前財務大臣が、現地時間同月十四日十五時過ぎから行われた白川方明日本銀行総裁との共同記者会見(以下、「会見」という。)において呂律が回らず、不明瞭な受け答えをしたとして、同月十七日、財務大臣を辞任した。中川前大臣は、「会見」後バチカン市国を訪れ、同国内のバチカン博物館を見学している。右を踏まえ、質問する。

一 今次の中川前大臣によるバチカン博物館訪問は、財務大臣としての公務の一つとして行われたものか。

二 本年二月二十二日付のスポーツニッポン二十三面の、今次の中川前大臣によるバチカン博物館訪問について触れた記事(以下、「スポニチ記事」という。)には、「中川氏の希望で、事前に決められたスケジュールだった。」との記述があるが、右は事実を反映したものか。中川前大臣によるバチカン博物館訪問は、中川前大臣本人の希望により、事前に決められたものか。

三 「スポニチ記事」には、「大臣二人行様」の博物館観光は午後四時の閉館時刻を過ぎた後のことで一般客はおらず、失態をさらした日本代表の姿は幸いにも？関係者の目にしか触れなかった。」との記述があるが、右は事実を反映したもののか。

四 三が事実ならば、今次の中川前大臣によるバ

チカン博物館訪問が、同博物館の開館時刻を過ぎた後に行われたのはなぜか。

五 今次の中川前大臣によるバチカン博物館訪問に際し、同博物館側に連絡をとった者は誰か。

六 今次の中川前大臣によるバチカン博物館訪問に同行した政府職員は誰か、その官職氏名を全て挙げられたい。

七 「スポニチ記事」には「中川氏は触れてはいけ
ない美術品に二、三回、素手で触ったほか、大
蛇に襲われるギリシャ神話の登場人物をかた
どったラオコオン像の前で柵を越えてしまい、
警報のブザーが鳴る騒動を起こした。」との記述
があるが、右は事実を反映したものか。今次の
中川前大臣によるバチカン博物館訪問の際に、
右の様な事態が起きたという事実はあるか。
八 「スポニチ記事」には「彫刻の台座に座り込ん
でいたこともあったという。」との記述がある
が、右は事実を反映したものか。今次の中川前
大臣によるバチカン博物館訪問の際に、右の様
な事態が起きたという事実はあるか。

九 今次の中川前大臣によるバチカン博物館訪問
に同行した上野景文在バチカン日本国特命全権
大使は報道関係者の取材に対し、バチカン博物
館を見学していた時の中川前大臣の様子につい
て、「確かに若干くたびれているという感じは
見受けられた。特に酒のおいがするという感
じは私は持ちませんでした」、「熱意のあまりだ
と思います。少し接近しすぎたということだ
と思います。(触ってはいけないうちに触って
しまったのか)との問いに対して」それはあった

と思います」、「そういうこと(単独行動)は数回
あった気がします。大臣の見たいものもある
が、バチカンの見せたいものもあり、その調
整が必要になります」と述べていると承知する
が、上野大使は、バチカン博物館を見学してい
る時の中川前大臣の数々の行状を、ただ座視し
ていたのか。

十 今次の中川前大臣によるバチカン博物館訪問
について報告する内容の公電は、外務本省に到
着しているか。しているのなら、右公電を送っ
た大使館の名称並びにそれが到着した日、時、
分を明らかにされたい。

十一 十の公電では、七と八及び九の上野大使が
取材に対して述べた中で触れた、一連の中川前
大臣の行動についての記述はあるか。
右質問する。

内閣衆質一七一第一四八号
平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出前財務大臣のバチカ
ン市国内における行状並びに同行者の対応等に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出前財務大臣のバ
チカン市国内における行状並びに同行者の
対応等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの訪問は、財務省の業務として行われ

たものではないと承知している。

二について
お尋ねの訪問は、中川前財務大臣の希望によ
り、事前に準備されたものであると承知してい
る。

三及び四について

御指摘の「午後四時」はバチカン博物館の最終
入場時刻であり、「閉館時刻」は午後六時である
ので、御指摘の記事は、こうした点で事実を反
映していないと考えている。

五について

在バチカン日本国大使館員である。

六について

お尋ねの訪問に同行した政府職員は、上野景
文バチカン国駐節特命全権大使、在バチカン日
本国大使館員一名、安藤裕康イタリア国駐節特
命全権大使、在イタリア日本国大使館員一名、
山本高史前財務大臣秘書官及び玉木太郎財務
省国際局長である。

七及び八について

お尋ねについては、中川前財務大臣からは
「体調が悪かったため、見学中に入ってはいけ
ない区域に入ってしまったため警報が鳴ったのは事
実だ。関係者に迷惑をかけることになり申し訳
ない。」とのコメントが出されていると承知して
いる。ただし、バチカン博物館から抗議があつ
たとは承知していない。

九について

お尋ねの意味が必ずしも明らかでないためお

答えることは困難であるが、上野景文バチカ
ン国駐節特命全権大使の対応に問題があったと
は認識していない。

十及び十一について

お尋ねのような公電は存在していない。

平成二十一年二月二十三日提出
質 問 第一 四 九 号

二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関
与、協力に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の
関与、協力に関する第三回質問主意書

「前回回答弁書」(内閣衆質一七一第一一五号)を踏
まえ、再度質問する。

一 過去に島根県による「竹島の日」を記念する式
典(以下、「式典」という。)が行われ、本年も二
月二十二日曜日、第四回目となる「式典」が島
根県松江市で行われた。前回質問主意書で、政
府として本年の「式典」にも国会会期中を理由に
欠席する考えでいるのかと問うたところ、「前
回答弁書」では「御指摘の者への案内に対して
は、欠席する旨回答している。」との答弁がなさ
れているが、本年の「式典」を政府として欠席し
た理由は何か。
二 本年の「式典」に、政府として外務大臣等、然
るべき大臣または政府職員による祝電等のメッ
セージを送付したか。

三 竹島問題については、昨年二月、外務省が「竹島問題を理解するための十のポイント」を作成し、また、同年七月には、中学校学習指導要領解説書に初めて竹島についての記述がなされる等、政府の取組もようやく本格化し、国内世論も、昨今かつてない盛り上がりを見せつつあると思料するが、右についての政府の見解如何。

四 本年の「式典」に大臣または政府職員が欠席したことは、また、二で、政府より祝電等のメッセージを送っていないのなら、三の流れに水を差し、竹島問題解決に向けた国内世論を大いに冷やしてしまうものと考えるが、政府の見解如何。

五 これまでの答弁書で、島根県側より過去に外務大臣、農林水産大臣、水産庁長官及び外務省アジア大洋州局長に対して「式典」の案内がなされてきたが、国会会期中であったことを理由に、右の大臣、政府職員（以下、「大臣、政府職員」という。）は欠席する旨の回答をしてきていることが明らかにされている。このことについて、平成十八年から二十年までの「式典」に、「大臣、政府職員」が欠席したことは、皆全て国会会期中であることが理由か、または欠席の理由はそれぞれの人物、年度ごとに異なるか、「式典」を欠席する理由が国会会期中であるというの、具体的にどの様な意味か、国会会期中であることなぜ「式典」欠席の理由となり得るのかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の

答弁書（平成二十一年二月十日内閣衆質一七一第八〇号）三から五までについてでお答えしたとおりであり、これ以上の詳細について明らかにすることは、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を来すおそれ等があることから、差し控えたい」との答弁がなされている。国会会期中であること以外の、「大臣、政府職員」が「式典」を欠席した理由を明らかにすることが、例えばそれが日韓の外交交渉に関わるものであり、それを明らかにすることが竹島問題の平和的解決を図る上で支障となり得ると政府が考えているのなら、それについて問うことは当方としても避ける。しかし、国民に選ばれ、国民の負託を受けた国会議員で構成される国会が会期中であることは、外交交渉に一切関わるものではなく、なぜそれが「大臣、政府職員」がこれまで「式典」を欠席してきた理由となるのか、政府として国民に対し、きちんとした説明をする義務があると考える。「式典」を欠席する理由が国会会期中であるとは、具体的にどの様な意味を指しているのか、国会会期中であることがなぜ「式典」欠席の理由となるのか、再度質問する。

六 前回質問主意書で、「式典」に対して、政府としてこれまで「大臣、政府職員」の名前で祝電等のメッセージを送っているかと問うたところ、「前回答弁書」では、「政府部内で確認した範囲では、御指摘の者がお尋ねのような祝電等を

島根県に対して送ったとの記録は確認できなかった。」との答弁がなされている。では、「大臣、政府職員」に限らず、政府としてこれまで「式典」に際し、「式典」の主催者あてに祝電等のメッセージを送ったことはあるか。確認を求め、右質問する。

内閣衆質一七一第一四九号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する第三回質問に対する答弁書

一について

諸般の事情から、欠席したものである。

二及び六について

政府部内で確認した範囲では、お尋ねのような祝電等を送ったとの記録は確認できなかった。

三及び四について

政府としては、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な

施策を実施してきており、「水を差し、竹島問題解決に向けた国内世論を大いに冷やしてしまう」との御指摘は当たらないものと考えられる。

五について
先の答弁書（平成二十一年二月二十日内閣衆質一七一第一一五号）一及び二についてでお答えしたとおりである。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十一年三月四日

提出者

議院運営委員長 小坂 憲次

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第二号中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同項第三号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に、「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同項第五号中「二十時間」を「十九時間三十五分」に、「二十五時間」を「二十四時間三十五分」に改める。

第十五条中「二十時間」を「十九時間二十五分」

ら十九時間三十五分までの範囲内の時間」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の国会議員の育児休業等に関する法律(以下「新法」という。)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新法第十二条第三項の規定による承認又は新法第十三条第二項において準用する新法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする国会議員は、施行日前においても、新法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に改正前の国会議員の育児休業等に関する法律第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国会議員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において両議院の議長が協議して定める内容の新法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。

理 由

育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会議員の勤務時間を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587)・ 4294	
定 価	
本体	本号一部
一一〇円	一一五円